

○ 総務省令第 号

電波法（昭和二十五年法律第二百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 林 芳正

無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準等の一部を改正する省令
(無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準の一部改正)

第一条 無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準（昭和二十五年電波監理委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(陸上移動中継局)</p> <p>第五条の二 陸上移動中継局（基地局、高高度基地局及び陸上移動局の免許人に使用させるため開設するものに限る。）は、次の各号の条件を満たすものでなければならぬ。</p> <p>一 その局の免許を受けようとする者は、その局を基地局、高高度基地局及び陸上移動局の免許人に使用させるための業務の実施について適切な計画を有し、かつ、当該計画を実施するに足りる能力を有するものであること。</p> <p>〔二 略〕</p> <p>三 第一号の業務におけるその局の使用条件は、次の要件に適合するものであること。</p> <p>(1) その局を使用する者が行うことができる通信の中継は、その者が開設する基地局、高高度基地局又は陸上移動局相互間のものに限られること。</p> <p>〔(2)・(5) 略〕</p> <p>〔四・五 略〕</p> <p>第七条の二 特別業務の局であつて、既設の無線局の通信を抑止する業務の用に供するものについては、前条の規定にかかわらず、次の各号の条件を満たすものでなければならぬ。</p> <p>一 〔二 略〕</p> <p>二 その局は、次に掲げる既設の無線局（第三号において「携帯無線通信等の無線局」という。）の通信を抑止し、建物その他の施設における静穏を保持することその他一定の公共的利益のために行われることを目的として開設するものであること。</p> <p>(1) 携帯無線通信（設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信をいう。）を行う基地局若しくは高高度基地局（以下この(1)において「基地局等」という。）、陸上移動中継局（基地局等と同一の周波数を使用するものに限る。）又は陸上移動局（基地局等と同一の周波数を中継するものに限る。）</p> <p>(2) 広帯域移動無線アクセスシステムの基地局、陸上移動中継局（基地局と同一の周波数を使用するものに限る。以下この号において同じ。）又は陸上移動局（基地局と同一の周波数を中継するものに限る。）</p> <p>〔(3)・(4) 略〕</p> <p>〔三 略〕</p>	<p>(陸上移動中継局)</p> <p>第五条の二 陸上移動中継局（基地局及び陸上移動局の免許人に使用させるために開設するものに限る。）は、次の各号の条件を満たすものでなければならない。</p> <p>一 その局の免許を受けようとする者は、その局を基地局及び陸上移動局の免許人に使用させるための業務の実施について適切な計画を有し、かつ、当該計画を実施するに足りる能力を有するものであること。</p> <p>〔二 同上〕</p> <p>三 〔同上〕</p> <p>(1) その局を使用する者が行うことができる通信の中継は、その者が開設する基地局又は陸上移動局相互間のものに限られること。</p> <p>〔(2)・(5) 同上〕</p> <p>〔四・五 同上〕</p> <p>第七条の二 〔同上〕</p> <p>一 〔二 同上〕</p> <p>二 〔同上〕</p> <p>(1) 携帯無線通信（設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信をいう。）を行う基地局、陸上移動中継局（基地局と同一の周波数を使用するものに限る。以下この号において同じ。）又は陸上移動局（基地局と同一の周波数を中継するものに限る。以下この号において同じ。）</p> <p>(2) 広帯域移動無線アクセスシステムの基地局、陸上移動中継局又は陸上移動局</p> <p>〔(3)・(4) 同上〕</p> <p>〔三 同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(電波法施行規則の一部改正)

第二条 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のよう改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に一重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(業務の分類及び定義)</p> <p>第三条 宇宙無線通信の業務以外の無線通信業務を次のとおり分類し、それぞれ当該各号に定めるところにより定義する。</p> <p>一 固定業務 <u>一定の固定地点の間又は一定の固定地点と地表若しくは水面(河川、湖沼、領海その他これらに準ずる水域の水面を含む。次条第一項第六号の一において同じ)から五〇キロメートル以下の高さの固定点(停留に必要な範囲を含む。)との間の無線通信業務をいう。</u></p> <p>八 陸上移動業務 <u>基地局若しくは高高度基地局と陸上移動局(陸上移動受信設備(第八号の二)の携帯受信設備を除く。)を含む。次条第一項第六号において同じ。)との間又は陸上移動局相互間の無線通信業務(陸上移動中継局の中継によるものを含む。)をいう。</u></p> <p>〔二・七の三 略〕</p> <p>〔八の二・一・十 略〕</p> <p>〔2・3 略〕</p> <p>(無線局の種別及び定義)</p> <p>第四条 無線局の種別を次のとおり定め、それぞれ当該各号に定めるところにより定義する。</p> <p>〔二・六 略〕</p> <p>六の二 高高度基地局 <u>陸上移動局と通信(陸上移動中継局の中継によるものを含む。)を行うため地表又は水面から五〇キロメートル以下の高さの空域に隣接する移動しない無線局をいう。</u></p> <p>〔七・七の一 略〕</p> <p>七の二 陸上移動中継局 <u>基地局又は高高度基地局と陸上移動局との間及び陸上移動局相互間の通信を中継するため陸上に開設する移動しない無線局をいう。</u></p> <p>八 陸上局 <u>海岸局、航空局、基地局(高高度基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局その他移動中の運用を目的としない移動業務を行う無線局をいう。</u></p> <p>〔九・一・十九 略〕</p> <p>〔2 略〕</p> <p>3 設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信を行う無線局についての前条第一項第五号及び第一項第十一号の規定の適用については、前条第一項第五号中「湖沼」とあるのは第一項第十一号への適用に限り「湖沼、領海」と、第一項第十一号中「陸上を」とあるのは「陸上及びその上空を」とする。</p> <p>4 設備規則第三条第十五号に規定するローカル5Gの無線局についての前条第一項第五号及び</p>	<p>(業務の分類及び定義)</p> <p>第三条 「同上」</p> <p>一 固定業務 <u>一定の固定地点の間の無線通信業務(陸上移動中継局との間のものを除く。)をいう。</u></p> <p>八 陸上移動業務 <u>基地局と陸上移動局(陸上移動受信設備(第八号の二)の携帯受信設備を除く。)を含む。次条第一項第六号において同じ。)との間又は陸上移動局相互間の無線通信業務(陸上移動中継局の中継によるものを含む。)をいう。</u></p> <p>〔二・七の二 同上〕</p> <p>〔八の二・一・十 同上〕</p> <p>〔2・3 同上〕</p> <p>(無線局の種別及び定義)</p> <p>第四条 「同上」</p> <p>〔二・六 同上〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>七の二 陸上移動中継局 <u>基地局と陸上移動局との間及び陸上移動局相互間の通信を中継するため陸上に開設する移動しない無線局をいう。</u></p> <p>八 陸上局 <u>海岸局、航空局、基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局その他移動中の運用を目的としない移動業務を行う無線局をいう。</u></p> <p>〔九・一・十九 同上〕</p> <p>〔2 同上〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>3 設備規則第三条第十五号に規定するローカル5Gの無線局についての前条第一項及び第一項</p>

	第一項の規定の適用については、前条第一項第五号中「 <u>湖沼</u> 」とあるのは「 <u>湖沼</u> 、領海の外側を除く <u>海域</u> 」とし、第一項第十一号中「 <u>陸上を</u> 」とあるのは「 <u>陸上及びその上空を</u> 」とする。	第一項の規定の適用については、前条第一項第五号中「 <u>河川、湖沼その他これらに準する水域</u> 」とあるのは、「 <u>河川、湖沼、領海の外側を除く海域その他これらに準する区域</u> 」とする。
5	設備規則第三条第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局についての第一項第十一号の規定の適用については、第一項第十一号中「 <u>陸上を</u> 」とあるのは、「 <u>陸上及びその上空を</u> 」とする。	「新設」
	(請求の単位)	(請求の単位)
	第十一条の一の五 混信又はふくそうに関する調査に係る前条第一項の請求は、次に掲げる無線局の種別に従い、開設又は変更しようとする無線局の送信設備の設置場所及び周波数割当計画に示される割り当てることが可能である周波数ごとに行わなければならない。	第十一条の一の五 「同上」
	「二・六 略」	「二・六 同上」
	六の一 高高度基地局	「新設」
	「七・一十五 略」	「七・一十五 同上」
	「2・3 略」	「2・3 同上」
	(定期検査を行わない無線局)	(定期検査を行わない無線局)
	第四十一条の一の六 法第七十二条第一項の総務省令で定める無線局は、次のとおりとする。	第四十一条の一の六 「同上」
	「二・四 略」	「二・四 同上」
	四の一 高高度基地局（空中総電力が一ワット以下のものに限る。）	「新設」
	「五・一十六 略」	「五・一十六 同上」
	第四十三条の六 運用規則第二百三十七条の一第一項に規定する基地局又は高高度基地局の免許人は、同項各号に規定する監視制御機能及び保守運用体制に係る対策を講じていることについて、「当該免許人に属する基地局又は高高度基地局の無線設備の設置場所を管轄する総合通信局長（以下この条において「所轄総合通信局長」という。）に確認を求めることができる。	第四十三条の六 運用規則第二百三十七条の一第一項に規定する基地局の免許人は、同項各号に規定する監視制御機能及び保守運用体制に係る対策を講じていることについて、当該免許人に属する基地局の無線設備の設置場所を管轄する総合通信局長（以下この条において「所轄総合通信局長」という。）に確認を求めることができる。
	「2・8 略」	「2・8 同上」
	附則	附則
	「1・6 略」	「1・6 同上」
	「削る」	「削る」
	別表第二号 変更検査を要しない場合（第十条の四関係）	別表第二号 「同上」
	一 無線設備の設置場所の変更で次に掲げるものの場合	一 「同上」
	〔(1) (5) 略〕	〔(1) (5) 同上〕
	〔6〕 高高度基地局に係るもの（総務大臣又は総合通信局長が法第七十二条第一項の許可に際し、	「新設」

<p>(7) 当該変更について検査を要しない旨を申請者に対して通知したものに限る。) 高度一八キロメートル以上に設置する固定局に係るもの（総務大臣又は総合通信局長が法第十七条第一項の許可に際し、当該変更について検査を要しない旨を申請者に対して通知したものに限る。）</p> <p>(8) [略]</p> <p>一一 無線設備の変更の工事のうち第十条第一項の規定により軽微なものとされるもの以外のものであつて、次に掲げるものの場合</p> <p>(1) [1] ～ (8) [略]</p> <p>(9) 送信空中線又は送信給電線の変更の工事であつて、次に掲げるもののうち、総務大臣又は総合通信局長が法第十七条第一項の許可に際し、当該変更の工事について検査を要しない旨を申請者に対して通知したもの ア 固定局、<u>基地局</u>、<u>高高度基地局</u>、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上移動局、携帯局、携帯移動地球局（設備規則第四十九条の二十四の一又は第四十九条の二十四の二において無線設備の条件が定められているものに限る。）及びVSAT地球局の工事 [イ・ウ] [略] [10] [1] ～ [8] [略]</p>	<p>〔新設〕</p> <p>(6) [同上]</p> <p>一一 [同上]</p> <p>(9) [1] ～ [8] [同上]</p> <p>ア 固定局、<u>基地局</u>、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上移動局、携帯局、携帯移動地球局（設備規則第四十九条の二十四の一又は第四十九条の二十四の二において無線設備の条件が定められているものに限る。）及びVSAT地球局の工事 [イ・ウ] [同上] [10] [1] ～ [8] [同上]</p>																
別表第二号の二の二（第11条の2の3関係）	別表第二号の二の二（第11条の2の3関係）																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">無線局の種別</th><th style="text-align: left; padding: 2px;">情報提供項目</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">〔1～4 略〕</td><td style="padding: 2px;"></td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">5 地上一般放送局、気象援助局、標準周波数局、特別業務の局、<u>基地局</u>、<u>高高度基地局</u>、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、実験試験局及び海岸局（9の項から11の項までに掲げる無線局を除く。）</td><td style="padding: 2px;">[略]</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">〔6～11 略〕</td><td style="padding: 2px;"></td></tr> </tbody> </table>	無線局の種別	情報提供項目	〔1～4 略〕		5 地上一般放送局、気象援助局、標準周波数局、特別業務の局、 <u>基地局</u> 、 <u>高高度基地局</u> 、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、実験試験局及び海岸局（9の項から11の項までに掲げる無線局を除く。）	[略]	〔6～11 略〕		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">無線局の種別</th><th style="text-align: left; padding: 2px;">情報提供項目</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">〔1～4 同左〕</td><td style="padding: 2px;"></td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">5 地上一般放送局、気象援助局、標準周波数局、特別業務の局、<u>基地局</u>、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、実験試験局及び海岸局（9の項から11の項までに掲げる無線局を除く。）</td><td style="padding: 2px;">[同左]</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">〔6～11 同左〕</td><td style="padding: 2px;"></td></tr> </tbody> </table>	無線局の種別	情報提供項目	〔1～4 同左〕		5 地上一般放送局、気象援助局、標準周波数局、特別業務の局、 <u>基地局</u> 、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、実験試験局及び海岸局（9の項から11の項までに掲げる無線局を除く。）	[同左]	〔6～11 同左〕	
無線局の種別	情報提供項目																
〔1～4 略〕																	
5 地上一般放送局、気象援助局、標準周波数局、特別業務の局、 <u>基地局</u> 、 <u>高高度基地局</u> 、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、実験試験局及び海岸局（9の項から11の項までに掲げる無線局を除く。）	[略]																
〔6～11 略〕																	
無線局の種別	情報提供項目																
〔1～4 同左〕																	
5 地上一般放送局、気象援助局、標準周波数局、特別業務の局、 <u>基地局</u> 、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、実験試験局及び海岸局（9の項から11の項までに掲げる無線局を除く。）	[同左]																
〔6～11 同左〕																	
別表第二号の二の四（（第11条の2の4第2項関係））	別表第二号の二の四（（第11条の2の4第2項関係））																
無 線 局 情 報 提 供 請 求 書	無 線 局 情 報 提 供 請 求 書																
年 月 日	年 月 日																

収入印紙貼付欄
(収入印紙を必要額
を超えて貼ってい
る場合は、請求書の
余白に「過納承諾
氏名」のように記入
してください。)

(何) 総合通信局長（沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。）殿
請求者（注1）

住 所
氏名又は名称
法 人 番 号
代表者氏名

電波法第25条第2項の規定に基づき、下記のとおり混信又はふくそうに関する調査に係る無線局情報の提供を請求します。

記

[1～5 略]

[略]

[注1・2 略]

3 2の開設又は変更をしようとする無線局の概要については、次によること。

[(1) 略]

(2) (3) の種別は、第11条の2の5第1項各号又は第2項各号に掲げる無線局の種別を、次の表に掲げる記号により記載すること。

無線局の種別	記号	無線局の種別	記号	無線局の種別	記号
[略]					
基地局	FB	高高度基地局	FH	携帯基地地球局	TYP
特別業務の局	SP	携帯基地局	FP	地球局	TC

[(3) ～ (7) 略]

[4～6 略]

別表第五号 定期検査の実施時期（第四十一条の四関係）

[1～5 略]

五の二 高高度基地局 五年

収入印紙貼付欄
(収入印紙を必要額
を超えて貼ってい
る場合は、請求書の
余白に「過納承諾
氏名」のように記入
してください。)

(何) 総合通信局長（沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。）殿
請求者（注1）

住 所
氏名又は名称
法 人 番 号
代表者氏名

電波法第25条第2項の規定に基づき、下記のとおり混信又はふくそうに関する調査に係る無線局情報の提供を請求します。

記

[1～5 同左]

[同左]

[注1・2 同左]

3 [同左]

[(1) 同左]

(2) [同左]

無線局の種別	記号	無線局の種別	記号	無線局の種別	記号
[同左]					
基地局	FB	携帯基地地球局	TYP	特別業務の局	SP
携帯基地局	FP	地球局	TC		

[(3) ～ (7) 同左]

[4～6 同左]

別表第五号 定期検査の実施時期（第四十一条の四関係）

[1～5 同上]

[新設]

[六八 略]

九 地上局（海事局、航空局、~~基地局~~、~~高高度基地局~~、携帯基地局、無線呼出局及び陸上移動中継局を除く。）
（注1～11+111 略）

別表第五号の二 免許人が総合通信局長に提出する無線設備等の検査実施報告書の様式（第41条の5関係）

〔様式略〕

〔注1～6 略〕

7 設備規則第3条第1号に規定する携帯無線通信（同条第4号の5及び第4号の7に規定するものに限る。）を行う基地局及び高高度基地局、同条第10号に規定する広域移動無線アクセスシステム（同条第12号及び第12号の2に規定するものに限る。）の基地局並びに同条第15号に規定するローカル5Gの基地局にあつては、第43条の6第1項（同条第8項において準用する場合を含む。）の確認を受けたという情報、その無線設備が設備規則第1章第6節に規定する周波数等を維持する機能を有するものとして技術基準適合証明又は工事設計認証を受けているという情報及び設備規則第9条の5に規定する外部参照信号同期機能を利用しているという情報を登録検査等事業者等に提供した場合には、備考欄に「確認等の情報を登録検査等事業者等に提供済」と記載すること。

別表第五号の三 免許人が総合通信局長に提出する無線設備等の点検実施報告書の様式（第41条の6関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

〔様式略〕

〔注1～3 略〕

4 備考の欄には、法第10条第2項の点検である場合には「予備免許通知書の番号」、法第18条第2項の点検である場合には「変更許可通知書の番号」を記載すること。設備規則第3条第1号に規定する携帯無線通信（同条第4号の5及び第4号の7に規定するものに限る。）を行う基地局及び高高度基地局、同条第10号に規定する広域移動無線アクセスシステム（同条第12号及び第12号の2に規定するものに限る。）の基地局並びに同条第15号に規定するローカル5Gの基地局にあつては、第43条の6第1項（同条第8項において準用する場合を含む。）の確認を受けたという情報、その無線設備が設備規則第1章第6節に規定する周波数等を維持する機能を有するものとして技術基準適合証明又は工事設計認証を受けているという情報及び設備規則第9条の5に規定する外部参照信号同期機能を利用しているという情報を登録検査等事業者等に提供した場合には、備考欄に「確認等の情報を登録検査等事業者等に提供済」と記載すること。

〔5～8 略〕

[六八 同上]

九 地上局（海事局、航空局、~~基地局~~、~~高高度基地局~~、携帯基地局、無線呼出局及び陸上移動中継局を除く。）
（注1～11+111 略）

別表第五号の二 [同左]

〔様式同左〕

〔注1～6 略〕

7 設備規則第3条第1号に規定する携帯無線通信（同条第4号の5及び第4号の7に規定するものに限る。）を行う基地局、同条第10号に規定する広域移動無線アクセスシステム（同条第12号及び第12号の2に規定するものに限る。）の基地局及び同条第15号に規定するローカル5Gの基地局にあつては、第43条の6第1項（同条第8項において準用する場合を含む。）の確認を受けたという情報、その無線設備が設備規則第1章第6節に規定する周波数等を維持する機能を有するものとして技術基準適合証明又は工事設計認証を受けているという情報及び設備規則第9条の5に規定する外部参照信号同期機能を利用しているという情報を登録検査等事業者等に提供した場合には、備考欄に「確認等の情報を登録検査等事業者等に提供済」と記載すること。

別表第五号の三 [同左]

〔様式同左〕

〔注1～3 同左〕

4 備考の欄には、法第10条第2項の点検である場合には「予備免許通知書の番号」、法第18条第2項の点検である場合には「変更許可通知書の番号」を記載すること。設備規則第3条第1号に規定する携帯無線通信（同条第4号の5及び第4号の7に規定するものに限る。）を行う基地局、同条第10号に規定する広域移動無線アクセスシステム（同条第12号及び第12号の2に規定するものに限る。）の基地局及び同条第15号に規定するローカル5Gの基地局にあつては、第43条の6第1項（同条第8項において準用する場合を含む。）の確認を受けたという情報、その無線設備が設備規則第1章第6節に規定する周波数等を維持する機能を有するものとして技術基準適合証明又は工事設計認証を受けているという情報及び設備規則第9条の5に規定する外部参照信号同期機能を利用しているという情報を登録検査等事業者等に提供した場合には、備考欄に「確認等の情報を登録検査等事業者等に提供済」と記載すること。

〔5～8 同左〕

別表第五号の九 監視制御機能・保守運用体制確認申請書の様式（第43条の6 第2項関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

監視制御機能・保守運用体制確認申請書
年 月 日

長 (何) 総合通信局長 殿 (注1)

申請者 (注2) 郵便番号
住所
氏名又は名称
法人番号
代表者氏名
申請の内容に関する連絡先
所属、氏名 (フリガナ)
電話番号
電子メールアドレス

電波法施行規則第43条の6の規定に基づき、下記のとおり無線局運用規則 第137条の2第1項
の2第2項において準用する同条第1項 (注3) に規定する監視制御機能及び保守運用
体制に係る対策を講じていることについて確認を求める。

記

- 1 対象の無線局 (注4)
2 [略]

短 辺 (日本産業規格A列4番)

[注1～3 略]

4 運用規則第137条の2第1項又は第2項に規定する基地局又は高高度基地局のうち対象となる無線局を「令和〇年度に定期検査の指定を受けた無線設備規則第3条第4号の5に規定する通信を行う基地局」のように記載すること。

[5～8 略]

備考 表中の〔〕の記載及び対象規定の1重傍線を付した標記部分を除く余りに付した傍線が注記である。

別表第五号の九 [同左]

監視制御機能・保守運用体制確認申請書
年 月 日

長 (何) 総合通信局長 殿 (注1)

申請者 (注2) 郵便番号
住所
氏名又は名称
法人番号
代表者氏名
申請の内容に関する連絡先

電波法施行規則第43条の6の規定に基づき、下記のとおり無線局運用規則 第137条の2第1項
の2第2項において準用する同条第1項 (注3) に規定する監視制御機能及び保守運用
体制に係る対策を講じていることについて確認を求める。

記

- 1 対象の基地局 (注4)
2 [略]

短 辺 (日本産業規格A列4番)

[注1～3 同左]

4 運用規則第137条の2第1項又は第2項に規定する基地局のうち対象となる基地局を「令和〇年度に定期検査の指定を受けた無線設備規則第3条第4号の5に規定する通信を行う基地局」のように記載すること。

[5～8 同左]

(無線局免許手続規則の一部改正)

第三条 無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p>高度基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、移動局、特定実験試験局及び実験試験局</p> <p>〔三〕〔十二 略〕</p> <p>(添付書類の写しの提出部数等)</p>	<p>高度基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、移動局、特定実験試験局及び実験試験局</p> <p>〔三〕〔十二 同上〕</p> <p>(添付書類の写しの提出部数等)</p>									
<p>第八条 次の表の上欄に掲げる無線局の免許の申請をしようとする者は、免許の申請書及び添付書類に、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる通数の書類を添えて総務大臣又は総合通信局長に提出しなければならない。ただし、総務大臣又は総合通信局長が写しの提出部数を減じ、又はその提出を要しないこととしたときは、この限りでない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">区</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">分</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">〔一〕 略</td> <td style="padding: 5px;">〔二〕 非常局、基地局 高高度基地局、携帯基地局、船舶局、船舶地球局 (電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。)、遭難自動通報局、航空機局、船上通信局、無線航行移動局及び無線標定移動局</td> <td style="padding: 5px;">〔略〕</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">〔2〕 略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(添付書類等)</p>	区	分	書類	〔一〕 略	〔二〕 非常局、基地局 高高度基地局、携帯基地局、船舶局、船舶地球局 (電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。)、遭難自動通報局、航空機局、船上通信局、無線航行移動局及び無線標定移動局	〔略〕	〔2〕 略			<p>第八条 「同上」</p> <p>第八条 「同上」</p> <p>(添付書類の写しの提出部数等)</p>
区	分	書類								
〔一〕 略	〔二〕 非常局、基地局 高高度基地局、携帯基地局、船舶局、船舶地球局 (電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。)、遭難自動通報局、航空機局、船上通信局、無線航行移動局及び無線標定移動局	〔略〕								
〔2〕 略										
<p>第十六条の二 前条の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。</p> <p>〔一〕四 略</p> <p>五 将来の業務計画等(電気通信業務用無線局)(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第六号の電気通信業務並びに同法第百六十四条第一項第一号及び第二号の電気通信事業を行うことを目的として開設する無線局(エリア放送(放送法施行規則第百四十二条第二号に規定するエリア放送をいう。以下同じ。)を行う地上一般放送局を除く。)をいう。以下同じ。)及び陸上移動中継局(専用陸上移動中継局(基地局、高高度基地局及び陸上移動局の免許人が専ら自ら使用するために開設する陸上移動中継局をいう。以下同じ。)を除く。)に限る。)</p> <p>〔六〕十一 略</p> <p>〔2〕七 略</p> <p>(添付書類の提出の省略)</p>	<p>第十六条の二 「同上」</p> <p>五 将来の業務計画等(電気通信業務用無線局)(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第六号の電気通信業務並びに同法第百六十四条第一項第一号及び第二号の電気通信事業を行うことを目的として開設する無線局(エリア放送(放送法施行規則第百四十二条第二号に規定するエリア放送をいう。以下同じ。)を行う地上一般放送局を除く。)をいう。以下同じ。)及び陸上移動中継局(専用陸上移動中継局(基地局及び陸上移動局の免許人が専ら自ら使用するために開設する陸上移動中継局をいう。以下同じ。)を除く。)に限る。)</p> <p>〔六〕十一 同上</p> <p>〔2〕七 同上</p> <p>(添付書類の提出の省略)</p>									
<p>第十六条の三 地上一般放送局、簡易無線局、構内無線局、気象援助局、標準周波数局、特別業務の局、固定局、基地局 高高度基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、船舶局、遭難自動通報局、陸上移動局、航空機局、携帯局、船上通信局、移動局、無線標識局、無線航行移動局、無線標定陸上局、無線標定移動局、無線測位局、特定実験試験局、アマチュア局(人工衛星等のアマチュア局を除く。)、携帯基地地球局、携帯移動地球局及び地球局の再免許を申請しようとする場合であつて、その申請書の添付書類に記載することとなる内</p>	<p>第十六条の三 地上一般放送局、簡易無線局、構内無線局、気象援助局、標準周波数局、特別業務の局、固定局、基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、船舶局、遭難自動通報局、陸上移動局、航空機局、携帯局、船上通信局、移動局、無線標識局、無線航行移動局、無線標定陸上局、無線標定移動局、無線測位局、特定実験試験局、アマチュア局(人工衛星等のアマチュア局を除く。)、携帯基地地球局、携帯移動地球局及び地球局の再免許を申請しようとする場合であつて、その申請書の添付書類に記載することとなる内容(前条第一項</p>									

容（前条第一項第十一号に規定する事項を除く。）が、現に受けている免許に係る申請書の添付書類の内容（免許の有效期間中に変更があつた場合は、当該変更後のもの）と同一である場合は、前条の規定にかかわらず、第十六条に規定する申請書にその旨を記載して当該申請書に添付する書類の提出を省略することができる。

〔2 略〕

（免許記録の周波数等の表示等）

第二十一条 〔略〕

〔2 ～ 4 略〕

5 同一人に属する1以上~~の簡易無線局、気象援助局、陸上移動局、携帯局、船上通信局、無線標準移動局、携帯移動地球局、VSAT地球局又は実験試験局~~については、無線設備の常置場所（VSA~~T~~地球局にあつてはVSA~~T~~制御地球局の無線設備の設置場所とする。）と同じくする場合及び同一人に属する1以上~~のPHSの基地局、設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信を行う基地局、高高度基地局若しくは陸上移動中継局、同条第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの基地局若しくは陸上移動中継局又は設備規則第四十九条の二十三の人に規定する地球局~~についてはその無線設備の設置場所がいずれも同一総合通信局の管轄区域内にある場合は、一の免許記録を作成することができる。

別表第二号第2 地上一般放送局、非常局、気象援助局、標準周波数局、特別業務の局、海岸局、基地局、高高度基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、移動局、特定実験試験局、実験試験局、固定局、航空局、無線標識局、無線航行陸上局、無線標準陸上局、無線標準移動局、無線測位局、海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局、携帯移動地球局及び地球局の無線局事項書の様式（第4条、第12条関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

〔略〕

〔様式略〕

〔注1～17 略〕

18 17の欄は、次によること。なお、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

(1) 移動しない無線局の場合（PHSの基地局、携帯無線通信を行う基地局、ローカル5G（設備規則第3条第15号に規定するものをいう。以下同じ。）の基地局、広帯域移動無線アクセスシステムの基地局、フェムトセル基地局、高高度基地局、特定陸上移動中継局、特定地球局並びに38GHzを超え39.5GHz以下の周波数の電波を使用する高度18キロメートルから50キロメートルまでに開設する固定局の場合を除く。）

第十一号に規定する事項を除く。）が、現に受けている免許に係る申請書の添付書類の内容（免許の有效期間中に変更があつた場合は、当該変更後のもの）と同一である場合は、前条の規定にかかわらず、第十六条に規定する申請書にその旨を記載して当該申請書に添付する書類の提出を省略することができる。

〔2 同上〕

（免許記録の周波数等の表示等）

第二十一条 〔同上〕

〔2 ～ 4 同上〕

5 同一人に属する1以上~~の簡易無線局、気象援助局、陸上移動局、携帯局、船上通信局、無線標準移動局、携帯移動地球局、VSA~~T~~地球局又は実験試験局~~については、無線設備の常置場所（VSA~~T~~地球局にあつてはVSA~~T~~制御地球局の無線設備の設置場所とする。）と同じくする場合及び同一人に属する1以上~~のPHSの基地局、設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信を行う基地局、高高度基地局若しくは陸上移動中継局、同条第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの基地局若しくは陸上移動中継局又は設備規則第四十九条の二十三の人に規定する地球局~~についてはその無線設備の設置場所がいずれも同一総合通信局の管轄区域内にある場合は、一の免許記録を作成することができる。

別表第二号第2 地上一般放送局、非常局、気象援助局、標準周波数局、特別業務の局、海岸局、基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、移動局、特定実験試験局、実験試験局、固定局、航空局、無線標識局、無線航行陸上局、無線標準陸上局、無線標準移動局、無線測位局、海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局、携帯移動地球局及び地球局の無線局事項書の様式（第4条、第12条関係）

（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

〔同左〕

〔様式同左〕

〔注1～17 同左〕

18 〔同左〕

(1) 移動しない無線局の場合（PHSの基地局、携帯無線通信を行う基地局、ローカル5G（設備規則第3条第15号に規定するものをいう。以下同じ。）の基地局、広帯域移動無線アクセスシステムの基地局、フェムトセル基地局、高高度基地局、特定陸上移動中継局及び特定地球局の場合を除く。）

[ア～ウ 略]

[(2) ・ (3) 略]

(4) 高高度基地局及び38GHzを超える39.5GHz以下の周波数の電波を使用する高度18キロ

メートルから50キロメートルまでに開設する固定局の場合

ア 設置場所の□にレ印を付けること。

イ 無線設備の設置場所を緯度及び経度を、それぞれ度、分、秒をもつて、「35.25.47」とのように記載すること。

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

[19～25 略]

別表第二号の二第2 地上一般放送局、非常局、気象援助局、標準周波数局、特別業務の局、海岸局、基地局、高高度基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、移動局、特定実験試験局及び実験試験局の工事設計書の様式（第4条、第12条関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

[様式略]

[注1～7 略]

8 7の欄は、次によること。ただし、気象援助局、基地局、高高度基地局、携帯基地局及び陸上移動中継局の場合は、記載を要しない。

[(1) ～ (4) 略]

[9～11 略]

12 12の欄は、次によること。

[(1) 略]

(2) 海抜高及び地上高の欄は、26.175MHz以下の周波数の電波を使用する無線局のものについては地上高のみを、26.175MHzを超える周波数の電波を使用する無線局のものについては海抜高及び地上高を記載し、海抜高及び地上高は、開口面の空中線（パラボラ等）を使用する場合は空中線の輻射体の中心までの高さを、その他の空中線を使用する場合は最高部の高さを記載すること。ただし、移動する無線局、PHSの基地局、フェムトセル基地局、特定陸上移動中継局又は高高度基地局の場合は、記載を要しない。

[(3) ～ (6) 略]

[13～15 略]

16 16の欄は、空中線系番号の別に、次により記載すること。

[ア～ウ 同左]

[(2) ～ (3) 同左]

[新設]

(4) [同左]

(5) [同左]

(6) [同左]

[19～25 同左]

別表第二号の二第2 地上一般放送局、非常局、気象援助局、標準周波数局、特別業務の局、海岸局、基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、移動局、特定実験試験局及び実験試験局の工事設計書の様式（第4条、第12条関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

[様式同左]

[注1～7 同左]

8 7の欄は、次によること。ただし、気象援助局、基地局、携帯基地局及び陸上移動中継局の場合は、記載を要しない。

[(1) ～ (4) 同左]

[9～11 同左]

12 [同左]

[(1) 同左]

(2) 海抜高及び地上高の欄は、26.175MHz以下の周波数の電波を使用する無線局のものについては地上高のみを、26.175MHzを超える周波数の電波を使用する無線局のものについては海抜高及び地上高を記載し、海抜高及び地上高は、開口面の空中線（パラボラ等）を使用する場合は空中線の輻射体の中心までの高さを、その他の空中線を使用する場合は最高部の高さを記載すること。ただし、移動する無線局、PHSの基地局、フェムトセル基地局、特定陸上移動中継局又は高高度基地局の場合は、記載を要しない。

[(3) ～ (6) 同左]

[13～15 同左]

16 [同左]

[(1) ~ (5) 略]

(6) 高高度基地局については、最も低い運用高度及び最も高い運用高度における空中線高を「空中線高は海拔18kmから25kmまで」のように記載すること。空中線高は、開口面の空中線（パラボラ等）を使用する場合は空中線の輻射体の中心までの高さを、その他の空中線を使用する場合は最高部の高さを記載すること。また設置場所を中心とした一定の範囲に留まる場合は、設置場所から取り得る最大の離隔距離を停留範囲の半径とし、備考欄に「停留範囲は半径10km」のように記載すること。

[17~27 略]

別表第二号の二第3 固定局の工事設計書の様式（第4条、第12条関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

[様式略]

[注1~11 略]

12 12の欄は、次により記載すること。

[(1) ~ (2) 略]

(3) 海拔高及び地上高の欄は、26.175MHz以下の周波数の電波を使用する無線局のものについては地上高のみを、26.175MHzを超える周波数の電波を使用する無線局のものについては海拔高及び地上高を記載し、海拔高及び地上高は、開口面の空中線（パラボラ等）を使用する場合は空中線の輻射体の中心までの高さを、その他の空中線を使用する場合は最高部の高さを記載すること。ただし、38GHzを超え39.5GHz以下の周波数の電波を使用する高度18キロメートルから50キロメートルまでに開設する固定局の場合は、記載を要しない。

[(4) ~ (7) 略]

[13~20 略]

21 22の欄は、11の欄の空中線系番号の別に、次により記載すること。

[(1) ~ (3) 略]

(4) 38GHzを超え39.5GHz以下の周波数の電波を使用する高度18キロメートルから50キロメートルまでに開設される固定局については、最も低い運用高度及び最も高い運用高度における空中線高を「空中線高は海拔18kmから50kmまで」のように記載すること。空中線高は、開口面の空中線（パラボラ等）を使用する場合は空中線の輻射体の中心までの高さを、その他の空中線を使用する場合は最高部の高さを記載すること。また設置場所を中心とした一定の範囲に留まる場合は、設置場所から取り得る最大の離隔距離を停留範囲の半径とし、備考欄に「停留範囲は半径10km」のように記載すること。

(5) 38GHzを超え39.5GHz以下の周波数の電波を使用する高度18キロメートルから50キロメートルまでに開設される固定局と通信を行う固定局については、送信空中線の最大

[(1) ~ (5) 同左]

[新設]

[17~27 同左]

別表第二号の二第3 [同左]

[様式同左]

[注1~11 同左]

12 同左

[(1) ~ (2) 同左]

(3) 海拔高及び地上高の欄は、26.175MHz以下の周波数の電波を使用する無線局のものについては地上高のみを、26.175MHzを超える周波数の電波を使用する無線局のものについては海拔高及び地上高を記載し、海拔高及び地上高は、開口面の空中線（パラボラ等）を使用する場合は空中線の輻射体の中心までの高さを、その他の空中線を使用する場合は最高部の高さを記載すること。

[(4) ~ (7) 同左]

[13~20 同左]

21 [同左]

[(1) ~ (3) 同左]

[新設]

[新設]

輻射の方向の仰角の値を記載すること。

(6) 38GHz を超え 39.5GHz 以下の周波数の電波を使用する高度18キロメートルから50キロメートルまでに開設される固定局と通信を行う固定局のうち、通信の相手方を自動的に追尾する機能を有するものについては、指向確度の値及び方位角と仰角の別に稼働できる範囲をそれぞれ記載すること。

[22~34 略]

別表第二号の三第1 簡易無線局、構内無線局、陸上移動局、携帯局、遭難自動通報局（携帯用位置指示無線標識のみを設置するものに限る。以下この別表において同じ。）及び船上通信局の無線局事項書及び工事設計書の様式（第4条、第12条関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

[様式略]

[注1~22 略]

23 22の欄は、次によること。

[(1) ~ (6) 略]

(7) 携帯無線通信を行う無線局及び広帯域移動無線アクセスシステムの無線局（施行規則第15条の2 第1項第2号又は第7号の3に掲げるもののうち、上空を移動範囲に含むものに限る。）又はローカル5Gの無線局（施行規則第15条の2 第1項第2号又は第7号の4に掲げる無線局に係るもののうち、上空を移動範囲に含むものに限る。）にあつては、他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を防止するために行う措置を記載すること。

(8) ローカル5Gの無線局（施行規則第15条の2 第1項第2号又は第7号の4に掲げる無線局に係るもののうち、上空を移動範囲に含むものに限る。）にあつては、送信装置のフレーム構成を記載すること。

（記載例）

「平成31年総務省告示第23号に規定する同期方式」又は「平成31年総務省告示第23号に規定する準同期方式」

[(9) 略]

[24~37 略]

別表第二号の四 特定無線局の無線局事項書及び工事設計書の様式（第20条の6、第20条の9及び第25条の2関係）（総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

[新設]

[22~34 同左]

別表第二号の三第1 [同左]

[様式同左]

[注1~22 同左]

23 [同左]

[(1) ~ (6) 同左]

(7) 携帯無線通信を行う無線局及び広帯域移動無線アクセスシステムの無線局（施行規則第15条の2 第1項第2号又は第7号の3に掲げるもののうち、河川、湖沼その他これらに準ずる区域として上空を移動範囲に含むものに限る。）又はローカル5Gの無線局（施行規則第15条の2 第1項第2号又は第7号の4に掲げる無線局に係るもののうち、河川、湖沼、領海の外側を除く海域その他これらに準ずる区域として上空を移動範囲に含むものに限る。）にあつては、他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を防止するために行う措置を記載すること。

(8) ローカル5Gの無線局（施行規則第15条の2 第1項第2号又は第7号の4に掲げる無線局に係るもののうち、河川、湖沼、領海の外側を除く海域その他これらに準ずる区域として上空を移動範囲に含むものに限る。）にあつては、送信装置のフレーム構成を記載すること。

（記載例）

「平成31年総務省告示第23号に規定する同期方式」又は「平成31年総務省告示第23号に規定する準同期方式」

[(9) 同左]

[24~37 同左]

別表第二号の四 [同左]

[様式略]

[注 1～16 略]

17 16の欄は、次によること。

[(1) ~ (3) 略]

(4) 携帯無線通信を行う無線局及び広帯域移動無線アクセスシステムの無線局であつて、特定無線局（施行規則第15条の2 第1項第2号又は第7号の3に掲げる無線局に係るものの中、上空を移動範囲に含むものに限る。）に係る申請の場合は、他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を防止するために行う措置を記載すること。

また、ローカル5Gの無線局であつて、特定無線局（施行規則第15条の2 第1項第2号又は第7号の4に掲げる無線局に係るものの中、上空を移動範囲に含むものに限る。）に係る申請の場合は、他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を防止するために行う措置を記載すること。

[(5) ~ (11) 略]

[18～29 略]

備考　表中の〔 〕の記述及び表参照欄の「」に該当するか該当しない場合は該欄を記入せよ。

[様式同左]

[注 1～16 同左]

17 [同左]

[(1) ~ (3) 同左]

(4) 携帯無線通信を行う無線局及び広帯域移動無線アクセスシステムの無線局であつて、特定無線局（施行規則第15条の2 第1項第2号又は第7号の3に掲げる無線局に係るものの中、河川、湖沼その他これらに準ずる区域として上空を移動範囲に含むものに限る。）に係る申請の場合は、他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を防止するために行う措置を記載すること。

また、ローカル5Gの無線局であつて、特定無線局（施行規則第15条の2 第1項第2号又は第7号の4に掲げる無線局に係るものの中、河川、湖沼、領海の外側を除く海域その他これらに準ずる区域として上空を移動範囲に含むものに限る。）に係る申請の場合は、他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を防止するために行う措置を記載すること。

[(5) ~ (11) 同左]

[18～29 同左]

(無線局運用規則の一部改正)

第四条 無線局運用規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する
改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標
記部分に一重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改 正 後		改 正 前					
目次		目次					
「第一章～第二章 略」	「第一章～第三章 同上」						
第四章 固定業務、陸上移動業務及び携帯移動業務の無線局、簡易無線局並びに非常局の運用	第四章 「同上」						
【第一節・第二節 略】	【第一節・第二節 同上】						
【第三節 携帯無線通信を行う基地局及び高高度基地局、広帯域移動無線アクセスシステムの基地局並びにロードカル5Gの基地局の監視制御等（第百三十七条の二）】	【第三節 携帯無線通信を行う基地局、広帯域移動無線アクセスシステムの基地局及びロードカル5Gの基地局の監視制御等（第百三十七条の二）】						
【第四節 混信の防止（第百三十七条の二）】	【第五章～第十章 同上】						
「第五章～第十章 略」							
附則 （監視制御機能及び保守運用体制）	附則 （監視制御機能及び保守運用体制）						
第一百三十七条の二 設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信（同条第四号の五及び第四号の七に規定するものに限る。）を行う基地局若しくは高高度基地局又は同条第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステム（同条第十一号及び第十二号の一に規定するもののうち、無線局根本基準第三条第二号の一に規定する自営等広帯域移動無線アクセスシステム（次項において「自営等広帯域移動無線アクセスシステム」という。）以外のものに限る。）の基地局であつて、その空中線電力が一ワットを超えるものは、その無線設備の機能を維持するため、次の各号に掲げる監視制御機能及び保守運用体制について、それぞれに定める対策の下、運用するよう努めるものとする。	第一百三十七条の二 設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信（同条第四号の五及び第四号の七に規定するものに限る。）を行う基地局又は同条第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステム（同条第十一号及び第十二号の一に規定するもののうち、無線局根本基準第三条第二号の一に規定する自営等広帯域移動無線アクセスシステム（次項において「自営等広帯域移動無線アクセスシステム」という。）以外のものに限る。）の基地局であつて、その空中線電力が一ワットを超えるものは、その無線設備の機能を維持するため、次の各号に掲げる監視制御機能及び保守運用体制について、それぞれに定める対策の下、運用するよう努めるものとする。						
【二・二 略】	【二・二 同上】						
【2 略】	【2 同上】						
【第四節 混信の防止】	【新設】						
第一百三十七条の二 高度八キロメートルから五〇キロメートルまでに隣接する固定局の地表面における最大電力束密度（搬送波のスペクトルのうち、最大の電力密度の一毗の帯域幅における一平方メートル当たりの電力束密度とする。以下この条において同じ。）の値について、次の表の上欄に掲げる水平方向を基準とした電波の到來角の区分に従い、それぞれ同表の下欄において同じ。）。							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">電波の到來角（θ）</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">電力束密度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">八度未満</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">次に掲げる式による値以下 $-130+3.85 \times \theta$ デシベル</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">八度以上四八度未満</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">次に掲げる式による値以下 $-103.2+0.5 \times \theta$ デシベル</td> </tr> </tbody> </table>	電波の到來角（θ）	電力束密度	八度未満	次に掲げる式による値以下 $-130+3.85 \times \theta$ デシベル	八度以上四八度未満	次に掲げる式による値以下 $-103.2+0.5 \times \theta$ デシベル	
電波の到來角（θ）	電力束密度						
八度未満	次に掲げる式による値以下 $-130+3.85 \times \theta$ デシベル						
八度以上四八度未満	次に掲げる式による値以下 $-103.2+0.5 \times \theta$ デシベル						

	四八度以上九〇度以下	(二) 七九・一デシベル
2 高高度基地局は、その本邦以外の地表面における最大電力束密度の値が一・七一〇MHzから一・八八五MHzまで、一・一〇一〇MHzから一・一〇一五MHzまで及び一・一〇MHzから一・一七〇MHzまでの周波数を使用する移動業務を保護の対象として、表の上欄に掲げる水平方向を基準とした電波の到来角の区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる値を超えて運用してはならない。ただし、総務大臣が別に告示する場合は、この限りでない。		
	電波の到来角(θ)	電力束密度
	一度未満	(二) 一四四・五五デシベル
	一度以上八〇度未満	次に掲げる式による値以下 $-144.55 + 0.45 \times (\theta - 11)$ デシベル
	八〇度以上九〇度以下	(二) 一一三・五五デシベル
3 高高度基地局は、その本邦以外の地表面における最大電力束密度の値が一・七一〇MHzから一・九八〇MHzまで、一・一〇一〇MHzから一・一〇一五MHzまで及び一・一〇MHzから一・一七〇MHzまでの周波数を使用する固定業務を保護の対象として、表の上欄に掲げる水平方向を基準とした電波の到来角の区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる値を超えて運用しないこと。ただし、総務大臣が別に告示する場合は、この限りでない。		
	電波の到来角(θ)	電力束密度
	一度以下	(二) 一五〇デシベル
	一度を超えて〇度以下	次に掲げる式による値以下 $-150 + 1.78 \times (\theta - 2)$ デシベル
	一〇度を超えて八〇度以下	次に掲げる式による値以下 $-118 + 0.215 \times (\theta - 20)$ デシベル
	八〇度を超えて九〇度以下	(二) 一一一デシベル
4 高高度基地局は、その本邦以外の地表面における最大電力束密度の値が一・一七〇MHzから一・一〇〇MHzまでの周波数を使用する移動業務の地球局を保護の対象として、水平方向を基準とした電波の到来角が九十度以下の場合においては(二)一六五デシベル(ただし、帯域幅は四kHzあたりとする)を超えて運用しないこと。		
5 高度一八kmから五〇kmまでに開設する固定局と通信を行う固定局は、その送信空中線の最大輻射の方向の仰角の値が一〇度以上となるよう運用しなければならない。		
備考 表中の「」の記載及び対象規定の一重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。		

(無線設備規則の一部改正)

第五条 無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線(下線を含む。以下この条において同じ。)を付し
又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ
部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線(二重下線を含む。以下この条にお
いて同じ。)を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、これを加える。

改 正 後		改 正 前	
目次		目次	
「第一章～第二章 略」		「第一章～第二章 同上」	
第四章 業務別又は電波の型式及び周波数帯別による無線設備の条件		第四章 「同上」	
「第一節～第八節 略」		「第一節～第八節 同上」	
第九節 五四MHz以上 の周波数の電波を使用して通信系を構成する固定局の無線設備（第五十 八条の二の二～第五十八条の二の十一）		第九節 五四MHz以上 の周波数の電波を使用して通信系を構成する固定局の無線設備（第五十 八条の二の二～第五十八条の二の十一）	
「第五章 略」		「第五章 同上」	
附則 (定義)		附則 (定義)	
第三条 この規則の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。		第三条 「同上」	
一 「携帯無線通信」とは、電気通信業務を行うことを目的として、携帯して使用するために開設され、又は自動車その他の陸上（河川、湖沼、領海その他これらに準ずる水域を含む。）若しくはその上空を移動するものに開設された陸上移動局と通信を行うために開設された基地局又は高高度基地局と当該陸上移動局との間で直接に、又は陸上移動中継局若しくは他の陸上移動局の中継により行われる無線通信（第七号に規定するデジタル空港無線通信並びに第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステム及び第十五号に規定するローカル5Gの無線局による無線通信を除く。）をいう。		一 「携帯無線通信」とは、電気通信業務を行うことを目的として、携帯して使用するために開設され、又は自動車その他の陸上を移動するものに開設された陸上移動局と通信を行うために開設された基地局と当該陸上移動局との間で直接に、又は陸上移動中継局若しくは他の陸上移動局の中継により行われる無線通信（第七号に規定するデジタル空港無線通信並びに第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステム及び第十五号に規定するローカル5Gの無線局による無線通信を除く。）をいう。	
「二～十四 略」		「二～十四 同上」	
十五 「ローカル5G」とは、四・六GHzを超える・九GHz以下又は二八・二GHzを超える・九・一GHz以下の周波数の電波を使用する陸上（河川、湖沼、領海の外側を除く海域その他これらに準ずる水域を含む。）又はその上空を移動するものに開設された陸上移動局と通信を行うために開設された基地局と当該陸上移動局との間で行われる無線通信（陸上移動中継局又は陸上移動局の中継によるものを含む。以下この号において同じ。）であつて、通信方式に直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式を使用する時分割複信方式を用いる無線通信を行うシステムをいう。		十五 「ローカル5G」とは、四・六GHzを超える・九GHz以下又は二八・二GHzを超える・九・一GHz以下の周波数の電波を使用する陸上を移動するものに開設された陸上移動局と通信を行うために開設された基地局と当該陸上移動局との間で行われる無線通信（陸上移動中継局又は陸上移動局の中継によるものを含む。以下この号において同じ。）であつて、通信方式に直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式を使用する時分割複信方式を用いる無線通信を行うシステムをいう。	
「十六 略」		「十六 同上」	
（空中線電力の許容偏差）		（空中線電力の許容偏差）	
第十四条 空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。		第十四条 「同上」	
送信設備	許容偏差	送信設備	許容偏差
	上限（パーセン）		上限（パーセン）
	下限（パーセン）		下限（パーセン）

〔略〕	ト)	ト)
十四 シングルキヤリア 固定波数分割 多元接続方式 式携帯無線 通信を行う 無線局の送 信設備	第四十九条の六の九において無 線設備の条件が定められている 基地局及び高度基地局の送信 設備	〔略〕
〔略〕	〔略〕	〔略〕
十六 シングルキヤリア 周波数分割 多元接続方 式又は直交 周波数分割 多元接続方 式携帯無線 通信を行う 無線局の送 信設備及び ロカル5Gの無線局 の送信設備	第四十九条の六の十三において 無線設備の条件が定められている 基地局及び高度基地局の送 信設備	〔略〕
〔略〕	〔略〕	〔略〕

(副次的に発する電波等の限度)

第二十四条 「略」

7 一、九二〇MHzを超えて、九八〇MHz以下又は一、一一〇MHzを超えて、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用する符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、ノンゲルキチャマ開セイタ多元接続方式携帯無線通信を行う無線局並びにノンゲ

[同上]	[同上]	[同上]

第二十四条 [同上]

[2~6 同上]

ルキヤリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

[一 · 一] 略

二 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の受信装置

無線局の種別	受信装置の区別	周波数帯	副次的に発する電波の限度
基地局	一、九二〇MHzを超える一、九八〇MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置	ア イ ウ エ ア イ 一、〇〇〇MHz以上二、〇一〇MHz未満 一、〇一〇MHz以上二、〇一二五MHz未満 一、〇一〇MHz以上二、〇一二七MHz未満 一、〇一〇MHz以上二、〇一二七MHz未満 一、〇一〇MHz以上二、〇一二七MHz未満 一、〇一〇MHz以上二、〇一二七MHz未満	任意の一〇〇kHz幅で(一)五七デシベル以下 任意の一MHz幅で(一)四七デシベル以下 任意の一MHz幅で(一)五二デシベル以下 任意の一MHz幅で(一)四七デシベル以下 任意の一MHz幅で(一)五七デシベル以下 任意の一MHz幅で(一)四七デシベル以下 任意の一MHz幅で(一)五七デシベル以下 任意の一MHz幅で(一)四七デシベル以下
高高度基地局	一、九二〇MHzを超える一、九八〇MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置	イ 一、〇〇〇MHz以上二、〇一二七MHz未満 一、〇一〇MHz以上二、〇一二七MHz未満 一、〇一〇MHz以上二、〇一二七MHz未満 一、〇一〇MHz以上二、〇一二七MHz未満 一、〇一〇MHz以上二、〇一二七MHz未満 一、〇一〇MHz以上二、〇一二七MHz未満	ベル以下の値 ベル以下の値 ベル以下の値 ベル以下の値 ベル以下の値 ベル以下の値

四 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行なう無線局の受信装置

無線局の種別	周波数帯	副次的に発する電波の限度
--------	------	--------------

[1 · 11 回上]

111 [回上]

無線局の種別	受信装置の区別	周波数帯	副次的に発する電波の限度
基地局	一、九二〇 MHzを超える一、九八〇 MHz以下の周波数の電波を受信する受信装置	ア、二〇〇 MHz以上一〇〇 MHz未満	任意の一〇〇 kHz幅
	イ、一〇〇 MHz以上二〇〇 MHz未満	二〇〇 MHz以上一〇〇 MHz未満	で(一)五七デシベル以下
	ウ、一〇〇 MHz以下	一〇〇 MHz以上二〇〇 MHz未満	ベル以下の値
	エ、一〇〇 MHz以上二〇〇 MHz未満	一〇〇 MHz以上二〇〇 MHz未満	任意の一 MHz幅で(一)四七デシベル以下
	、一〇〇 MHz以上二〇〇 MHz未満を除く。)	一〇〇 MHz以下	任意の一 MHz幅で(一)五一二デシベル以下
			以下の値

四 [同上]

無線局の種別	周波数帯	副次的に発する電波の限度
--------	------	--------------

基地局	ア MHz 未満	三〇 MHz 以上一、〇〇〇	任意の一〇〇 kHz 幅で（一）五七デシベル以下の値
	イ 一〇 MHz 未満	一、〇〇〇 MHz 以上二、〇	任意の一 MHz 幅で（一）四七デシベル以下の値
高高度基地局	ウ 一五 MHz 以下	二、〇一〇 MHz 以上二、〇	任意の一 MHz 幅で（一）五七デシベル以下の値
	エ 一、〇一五 MHz を超え二 MHz 以上二、一八〇 MHz 以下 を除く。）	一、〇一五 GHz 以下（二、一〇〇	任意の一 MHz 幅で（一）四七デシベル以下の値
[略]	ア MHz 未満	三〇 MHz 以上一、〇〇〇	任意の一〇〇 kHz 幅で（一）五七デシベル以下の値
	イ 一、〇〇〇 MHz を超え二 MHz 以上二、一八〇 MHz 以下 を除く。）	一、〇〇〇 MHz 以上一、〇〇〇	任意の一 MHz 幅で（一）四七デシベル以下の値

(携帯無線通信の中継を行う無線局の無線設備)
第四十九条の六 携帯無線通信の中継を行ふ無線局の無線設備であつて、七一五MHzを超える七八八MHz以下、七七〇MHzを超える八〇三MHz以下、八一五MHzを超える八四五MHz以下、八六〇MHzを超える八九〇MHz以下、九〇〇MHzを超える九一五MHz以下、九四五MHzを超える九六〇MHz以下、一、四二七・九MHzを超える一、四六二・九MHz以下、一、四七五・九MHzを超える一、五一〇・九MHz以下、一、七一〇MHzを超える一、七八五MHz以下、一、八〇五MHzを超える一、八八〇MHz以下、一、九二〇MHzを超える一、九八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超える二、一七〇MHz以下の周波数の電波を送信するものは、次に掲げる条件(陸上移動中継局の無線設備にあつては、第一号に限る。)に適合するものでなければならぬ。
一 一般的条件

基地局又は高高度基地局（以下「基地局等」という。）と通信を行う個々の陸上移動局の送信装置が自動的に識別されるものであること。

〔二 略〕

2 前項の陸上移動局の無線設備は、同項に掲げる条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 基地局等対向器（陸上移動局（携帯無線通話の中継を行うものに限る。）の無線設備であ

基地局	ア	三〇 MHz 以上	一、〇〇〇	任意の 一〇〇 kHz 幅で（一）
	イ	一〇 MHz 未満	一、〇〇〇	（一）五七デシベル以下の値
	ウ	一〇 MHz 未満	一〇 MHz 以上	任意の一 kHz 幅で（一）四七デシベル以下の値
	エ	一五 MHz 以下	一〇 MHz 以上	任意の一 MHz 幅で（一）五二デシベル以下の値
	オ	七五 GHz 以上	一五 MHz を超え	任意の一 MHz 幅で（一）四七デシベル以下の値
	カ	一八〇 MHz 以下 を除く。)	一〇〇	（一）

(携帯無線通信の中継を行う無線局の無線設備)

第四十九条の六　〔同上〕

一　〔同上〕

基礎局と通信を行う個々の陸上移動局の送信装置が自動的に識別されるものであること。

二　〔同上〕

2　〔同上〕

一　〔同上〕

つて、**基地局等**と通信を行うものをいう。以下同じ。) の空中線電力の総和は、四〇ミリワット以下であること。

二 **基地局等対向器**の送信空中線の絶対利得は、九デシベル以下であること。

〔三・四 略〕

五 **基地局等対向器**及び陸上移動局対向器の増幅度(**基地局等対向器**の入力電力に対する陸上移動局対向器の出力電力の比又は陸上移動局対向器の入力電力に対する**基地局等対向器**の出力電力の比をいう。以下同じ。) 特性は、総務大臣が別に定める値に適合すること。

〔六 略〕

(シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備)

第四十九条の六の九 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う**基地局**、**高高度基地局**(高さ一八kmから二五kmまでに設置するものに限る。以下この表及び第四十九条の六の十三において同じ。)又は陸上移動局の無線設備のうち、周波数分割複信方式(半複信方式のものを含む。)を用いるものであつて、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる周波数の電波を送信するものは、次に掲げる条件に適合するものでなければならぬ。

無線局の区分	周波数
基地局の無線設備	七七〇MHzを超える八〇三MHz以下、八六〇MHzを超える八九〇MHz以下、九四五MHzを超える九一〇MHz・九九〇MHz以下又は二、一、一〇MHzを超える一、四七五・九MHz以下又は二、一、一〇MHzを超える二、一七〇MHz以下
高高度基地局の無線設備	一一、一〇MHzを超える一、一七〇MHz以下
〔略〕	

一般的条件

イ 通信方式は、**基地局等**から陸上移動局へ送信を行う場合にあつては直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式を、陸上移動局から**基地局等**へ送信する場合にあつてはシングルキャリア周波数分割多元接続方式を使用する複信方式(占有周波数帯幅の許容値が一〇〇kHzの陸上移動局との通信にあつては半複信方式とする)こととし、占有周波数帯幅の許容値が一・四MHzの陸上移動局との通信にあつては半複信方式とすることができる。)であること。

ロ **基地局等**と通信を行う個々の陸上移動局の送信装置が自動的に識別されるものであること。

ハ 一の**基地局等**の通話チャネルから他の**基地局等**の通話チャネルへの切替えが自動的に行

つて、**基地局**と通信を行うものをいう。以下同じ。)の空中線電力の総和は、四〇ミリワット以下であること。

二 **基地局対向器**の送信空中線の絶対利得は、九デシベル以下であること。

〔三・四 同上〕

五 **基地局対向器**及び陸上移動局対向器の増幅度(**基地局対向器**の入力電力に対する陸上移動局対向器の出力電力の比又は陸上移動局対向器の入力電力に対する**基地局対向器**の出力電力の比をいう。以下同じ。)特性は、総務大臣が別に定める値に適合すること。

〔六 同上〕

(シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備)

第四十九条の六の九 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う**基地局**又は陸上移動局の無線設備のうち、周波数分割複信方式(半複信方式のものを含む。)を用いるものであつて、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる周波数の電波を送信するものは、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

無線局の区分	周波数
基地局の無線設備	七七〇MHzを超える八〇三MHz以下、八六〇MHzを超える八九〇MHz以下、九四五MHzを超える九一〇MHz・九九〇MHz以下又は二、一、一〇MHzを超える一、四七五・九MHz以下又は二、一、一〇MHzを超える二、一七〇MHz以下
〔同上〕	
〔同上〕	

一般的条件

イ 通信方式は、**基地局**から陸上移動局へ送信を行う場合にあつては直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式を、陸上移動局から**基地局**へ送信する場合にあつてはシングルキャリア周波数分割多元接続方式を使用する複信方式(占有周波数帯幅の許容値が一〇〇kHzの陸上移動局との通信にあつては半複信方式とする)こととし、占有周波数帯幅の許容値が一・四MHzの陸上移動局との通信にあつては半複信方式とする)こととし、占有周波数帯幅の許容値が一・四MHzの陸上移動局との通信にあつては半複信方式とする)ことができる。)であること。

ロ **基地局**と通信を行う個々の陸上移動局の送信装置が自動的に識別されるものであること。

ハ 一の**基地局**の通話チャネルから他の**基地局**の通話チャネルへの切替えが自動的に行われ

わること。

ニ 基地局等の無線設備は、電気通信回線設備と接続できるものであること。

ホ 一の基地局等の役務の提供に係る区域であつて、当該役務を提供するために必要な電界

強度が得られる区域は、当該区域のトランシーバーに合わせ細分化ができること。

ヘ キヤリアアグリゲーション技術(二以上の搬送波を同時に用いて一体として行う無線通信の技術をいう。以下同じ。)を用いる場合には、一又は複数の基地局等(陸上移動局へ送信する場合にあつては、(1)に掲げる無線局を含む。)と一又は複数の陸上移動局(基地局等へ送信する場合にあつては、(2)に掲げる無線局を含む。)との間の通信(総務大臣が別に告示するものを除く。)に限ること。

(1) 基地局等及び時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機
〔(1)・(2) 略〕

(ii) シングルキヤリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局等であつて、周波数分割複信方式を用いるもの

〔(2) (i) (ii) 略〕

ト 複数の空中線から同一の周波数の電波を送信する無線設備の空中線電力は、次に掲げる無線設備の区分に応じ、それぞれに定める値とする。

(1) 基地局等の無線設備 各空中線端子における値

〔2) 略〕

チ 基地局等の無線設備のうち、第一章第六節の周波数等を維持する機能を有するものにあつては、次に掲げる条件のいずれにも適合するものでなければならぬ。

〔(1)・(2) 略〕

リ チャネル間隔は、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の中欄に掲げる周波数に応じ同表下欄に掲げどおりとする。

無線局の区分	周波数	チャネル間隔
基地局の無線設備	下 七七〇MHzを超えて七七三MHz以 下又は一、八〇MHz以下	三MHz
	八六〇MHzを超えて八九〇MHz以 下又は九四五MHzを超えて九六 一、四七五・九MHzを超えて一	三MHz、五MHz、一〇MHz又 は一五MHz、一五MHz又
	一、八八〇MHz以下	五MHz又は一〇MHz、一〇MHz、 一MHz又

わること。

ニ 基地局の無線設備は、電気通信回線設備と接続できるものであること。

ホ 一の基地局の役務の提供に係る区域であつて、当該役務を提供するために必要な電界

強度が得られる区域は、当該区域のトランシーバーに合わせ細分化ができること。

ヘ キヤリアアグリゲーション技術(二以上の搬送波を同時に用いて一体として行う無線通信の技術をいう。以下同じ。)を用いる場合には、一又は複数の基地局(陸上移動局へ送信する場合にあつては、(1)に掲げる無線局を含む。)と一又は複数の陸上移動局(基地局へ送信する場合にあつては、(2)に掲げる無線局を含む。)との間の通信(総務大臣が別に告示するものを除く。)に限ること。

(1) 基地局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機
〔(1)・(2) 同上〕

(ii) シングルキヤリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局であつて、周波数分割複信方式を用いるもの

〔(2) (i) (ii) 同上〕

ト 同上

(1) 基地局の無線設備 各空中線端子における値

〔2) 同上〕

チ 基地局の無線設備のうち、第一章第六節の周波数等を維持する機能を有するものにあつては、次に掲げる条件のいずれにも適合するものでなければならない。

〔(1)・(2) 同上〕

リ 同上

無線局の区分	周波数	チャネル間隔
基地局の無線設備	下 七七〇MHzを超えて七七三MHz以 下又は一、八〇MHz以下	三MHz
	八六〇MHzを超えて八九〇MHz以 下又は九四五MHzを超えて九六 一、四七五・九MHzを超えて一	三MHz、五MHz、一〇MHz又 は一五MHz、一五MHz又
	一、八八〇MHz以下	五MHz又は一〇MHz、一〇MHz、 一MHz又

2	〔二〕 略	備 〔略〕	高高度基地局の無線設 備 〔略〕
		○ MHz 以下	、五一〇・九 MHz 以下又は二 〇 MHz 以下
		七〇 MHz 以下	一、一一〇 MHz を超え一、一 七
		は二〇 MHz	は二〇 MHz
		五 MHz 一〇 MHz 一五 MHz 又	五 MHz 一〇 MHz 一五 MHz 又
2	〔二〕 同上		
			○ MHz 以下
		、五一〇・九 MHz 以下又は二 〇 MHz 以下	、五一〇・九 MHz 以下又は二 七
		は二〇 MHz	は二〇 MHz
2	〔二〕 同上		
			一 送信する電波の周波数は、通信の相手方である基地局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機（キヤリアアグリゲーション技術を用いて前項第一号へ(1)に掲げる無線局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該無線局を含む。）の電波を受信することによつて自動的に選択されること。
			二 前項の基地局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機からの電波の受信電力の測定又は通信の相手方である基地局等（高高度基地局にあつては再生中継方式（受信した電波を復調し、変調し及び増幅して送信する中継方式をいう。以下同じ。）を用いるものに限る。）及び時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機（キヤリアアグリゲーション技術を用いて前項第一号へ(1)に掲げる無線局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該無線局を含む。）からの中継情報を基づき空中線電力が必要最小限となるよう自動的に制御する機能を有すること。
			三 前項の基地局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機からの電波の受信電力の測定又は通信の相手方である基地局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機（キヤリアアグリゲーション技術を用いて前項第一号へ(1)に掲げる無線局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該無線局を含む。）からの中継情報を基づき空中線電力が必要最小限となるよう自動的に制御する機能を有すること。
2	〔二〕 同上		
			一 送信する電波の周波数は、通信の相手方である基地局の電波を受信することによつて、総務大臣が別に告示する周波数の範囲内から自動的に選択されること。
			二 第一項の基地局からの電波の受信電力の測定又は通信の相手方である基地局等（高高度基地局にあつては、再生中継方式を用いるものに限る。）からの制御情報に基づき、空中線電力が必要最小限となるよう自動的に制御する機能を有すること。
5	〔三〕 略		
			一 送信する電波の周波数は、通信の相手方である基地局等の電波を受信することによつて、総務大臣が別に告示する周波数の範囲内から自動的に選択されること。
			二 第一項の基地局からの電波の受信電力の測定又は通信の相手方である基地局からの制御情報に基づき、空中線電力が必要最小限となるよう自動的に制御する機能を有すること。
6	〔三〕 略		
			一 送信する電波の周波数は、通信の相手方である基地局の電波を受信することによつて、総務大臣が別に告示する周波数の範囲内から自動的に選択されること。
			二 第一項の基地局からの電波の受信電力の測定又は通信の相手方である基地局からの制御情報に基づき、空中線電力が必要最小限となるよう自動的に制御する機能を有すること。
			三 同上

- 、同項（第一号ヘを除く。）に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならぬ。
- 一 送信する電波の周波数は、通信の相手方である**基地局等**の電波を受信することによつて自動的に選択されること。
- 二 第一項の**基地局等**からの電波の受信電力の測定又は通信の相手方である**基地局等**（高高度**基地局**にあつては、再生中継方式を用いるものに限る。）からの制御情報に基づき、空中線電力が必要最小限となるよう自動的に制御する機能を有すること。
- 三 擴送波を送信していないときの漏えい電力は、通信の相手方となる**基地局等**のチャネル間隔と同じチャネル間隔の送信帯域の周波数帯（当該周波数帯に第一項及び本項に規定する無線設備の占有周波数帯幅の許容値の周波数の範囲が含まれること。）で、空中線端子において、次のとおりであること。
- 〔「イ 略」
- ロ 通信の相手方となる**基地局等**のチャネル間隔が五MHzのものにあつては、任意の四・五MHz幅で（一）四八・五デシベル（ミニリワットを○デシベルとする。）以下であること。
- ハ 通信の相手方となる**基地局等**のチャネル間隔が一〇MHzのものにあつては、任意の九MHz幅で（一）四八・五デシベル（ミニリワットを○デシベルとする。）以下であること。
- ニ 通信の相手方となる**基地局等**のチャネル間隔が一五MHzのものにあつては、任意の一三・五MHz幅で（一）四八・五デシベル（ミニリワットを○デシベルとする。）以下であること。
- ホ 通信の相手方となる**基地局等**のチャネル間隔が二〇MHzのものにあつては、任意の一八MHz幅で（一）四八・五デシベル（ミニリワットを○デシベルとする。）以下であること。
- 四・五 略

第四十九条の六の十三 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う**基地局等**又は陸上移動局の無線設備のうち、周波数分割複信方式（半複信方式を含む。）を用いるものであつて、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる周波数の電波を送信するものは、次に掲げる条件に適合するものでなければならぬ。

無線局の区分 基地局の無線設備	周波数
	七七三MHzを超える八〇三MHz以下、八六〇MHzを超える八九〇MHz以下、九四五MHzを超える九一〇・九MHz以下、一、四七五・九MHzを超える一、五一〇・九MHz以下、一、八〇五MHzを超える一、六〇MHz以下、一、

- 一 送信する電波の周波数は、通信の相手方である**基地局**の電波を受信することによつて自動的に選択されること。
- 二 第一項の**基地局**からの電波の受信電力の測定又は通信の相手方である**基地局**からの制御情報に基づき、空中線電力が必要最小限となるよう自動的に制御する機能を有すること。
- 三 擴送波を送信していないときの漏えい電力は、通信の相手方となる**基地局**のチャネル間隔と同じチャネル間隔の送信帯域の周波数帯（当該周波数帯に第一項及び本項に規定する無線設備の占有周波数帯幅の許容値の周波数の範囲が含まれること。）で、空中線端子において、次のとおりであること。
- 〔「イ 同上」
- ロ 通信の相手方となる**基地局**のチャネル間隔が五MHzのものにあつては、任意の四・五MHz幅で（一）四八・五デシベル（ミニリワットを○デシベルとする。）以下であること。
- ハ 通信の相手方となる**基地局**のチャネル間隔が一〇MHzのものにあつては、任意の九MHz幅で（一）四八・五デシベル（ミニリワットを○デシベルとする。）以下であること。
- ニ 通信の相手方となる**基地局**のチャネル間隔が一五MHzのものにあつては、任意の一三・五MHz幅で（一）四八・五デシベル（ミニリワットを○デシベルとする。）以下であること。
- ホ 通信の相手方となる**基地局**のチャネル間隔が二〇MHzのものにあつては、任意の一八MHz幅で（一）四八・五デシベル（ミニリワットを○デシベルとする。）以下であること。
- 四・五 同上

第四十九条の六の十三 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う**基地局**又は陸上移動局の無線設備のうち、周波数分割複信方式（半複信方式を含む。）を用いるものであつて、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる周波数の電波を送信するものは、次に掲げる条件に適合するものでなければならぬ。

無線局の区分 基地局の無線設備	周波数
	七七三MHzを超える八〇三MHz以下、八六〇MHzを超える八九〇MHz以下、九四五MHzを超える九一〇・九MHz以下、一、四七五・九MHzを超える一、五一〇・九MHz以下、一、八〇五MHzを超える一、六〇MHz以下、一、

<p>一　一般的条件</p> <p>イ　通信方式は、基地局等から陸上移動局へ送信を行う場合にあつては直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式を、陸上移動局から基地局等へ送信する場合にあつてはシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式を使用する複信方式（第四号に規定する陸上移動局との通信にあつては半複信方式とすることができる。）であること。</p> <p>ロ　基地局等と通信を行う個々の陸上移動局の送信装置が自動的に識別されるものであること。</p> <p>ハ　一の基地局等の通話チャネルから他の基地局等の通話チャネルへの切替えが自動的に行われるること。</p> <p>ニ　基地局等の無線設備は、電気通信回線設備と接続できるものであること。</p> <p>ホ　一の基地局等の役務の提供に係る区域であつて、当該役務を提供するために必要な電界強度が得られる区域は、当該区域のトランシーバーに合わせ細分化ができること。</p> <p>ヘ　キャリアアグリゲーション技術を用いる場合には、一又は複数の基地局等（陸上移動局へ送信する場合にあつては、(1)に掲げる無線局を含む。）と一又は複数の陸上移動局（基地局等へ送信する場合にあつては、(2)に掲げる無線局を含む。）との間の通信（総務大臣が別に告示するものを除く。）に限ること。</p> <p>(1)　基地局等及び時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機</p> <p>(i)　シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局等であつて、周波数分割複信方式を用いるもの</p> <p>(2)　〔同上〕</p> <p>〔2〕　〔同上〕</p> <p>〔下略〕</p> <p>チ　基地局等の無線設備のうち、第一章第六節の周波数等を維持する機能を有するものにあつては、次に掲げる条件のいずれにも適合するものでなければならない。</p> <p>二　〔1〕　〔2〕　〔略〕</p> <p>三　陸上移動局の無線設備（次号に規定するものを除く。）は、前二号に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。</p> <p>イ　送信する電波の周波数は、通信の相手方である基地局等及び時分割・直交周波数分割多</p>	<p>え一、八八〇MHz以下又は一、一一〇MHzを超える、一七〇MHz以下</p> <p>二　一、一〇MHzを超える、一七〇MHz以下</p>	<p>え一、八八〇MHz以下又は一、一一〇MHzを超える、一七〇MHz以下</p> <p>一　〔同上〕</p> <p>イ　通信方式は、基地局から陸上移動局へ送信を行う場合にあつては直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式を、陸上移動局から基地局へ送信する場合にあつてはシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式を使用する複信方式（第四号に規定する陸上移動局との通信にあつては半複信方式とすることができる。）であること。</p> <p>ロ　基地局と通信を行う個々の陸上移動局の送信装置が自動的に識別されるものであること。</p> <p>ハ　一の基地局の通話チャネルから他の基地局の通話チャネルへの切替えが自動的に行われるること。</p> <p>ニ　基地局の無線設備は、電気通信回線設備と接続できるものであること。</p> <p>ホ　一の基地局の役務の提供に係る区域であつて、当該役務を提供するために必要な電界強度が得られる区域は、当該区域のトランシーバーに合わせ細分化ができること。</p> <p>ヘ　キャリアアグリゲーション技術を用いる場合には、一又は複数の基地局（陸上移動局へ送信する場合にあつては、(1)に掲げる無線局を含む。）と一又は複数の陸上移動局（基地局へ送信する場合にあつては、(2)に掲げる無線局を含む。）との間の通信（総務大臣が別に告示するものを除く。）に限ること。</p> <p>(1)　基地局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機</p> <p>(i)　シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局であつて、周波数分割複信方式を用いるもの</p> <p>(2)　〔同上〕</p> <p>〔2〕　〔同上〕</p> <p>〔下略〕</p> <p>チ　基地局の無線設備のうち、第一章第六節の周波数等を維持する機能を有するものにあつては、次に掲げる条件のいずれにも適合するものでなければならない。</p> <p>二　〔1〕　〔2〕　〔同上〕</p> <p>三　〔同上〕</p> <p>イ　送信する電波の周波数は、通信の相手方である基地局及び時分割・直交周波数分割多</p>
---	---	---

元接続方式デジタルコードレス電話の親機（キヤリアアグリゲーション技術を用いて第一号へ(1)に掲げる無線局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該無線局を含む。）の電波を受信することによつて自動的に選択されること。

ロ 通信の相手方である基地局等（高高度基地局にあつては、再生中継方式を用いるものに限る。）及び時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機（キヤリアアグリゲーション技術を用いて第一号へ(1)に掲げる無線局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該無線局を含む。）からの制御情報に基づき空中線電力が必要最小限となるよう自動的に制御する機能を有すること。

〔ハ〕木 略

〔四 略〕

〔2・3 略〕

（時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局等の無線設備）

第四十九条の二十九 時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局、陸上移動局又は時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局（時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局の無線設備の試験若しくは調整をするための通信を行う無線局又は当該基地局と当該基地局を通信の相手方とする陸上移動局との間の通信が不可能な場合、その中継を行いう無線局をいう。以下同じ。）の無線設備であつて、二、五四五MHzを超えて、六五五MHz以下の周波数の電波を送信するものは、次の各号に掲げる条件に適合するものでなければならない。

〔2・3 略〕

4 第一項の陸上移動局（中継を行うものに限る。）の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 送信装置の空中線電力は、次に掲げる中継方式の区分に応じ、それぞれ次に定めるものであること。

イ 再生中継方式

〔1・2 略〕

〔四 略〕

接続方式デジタルコードレス電話の親機（キヤリアアグリゲーション技術を用いて第一号へ(1)に掲げる無線局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該無線局を含む。）の電波を受信することによつて自動的に選択されること。

ロ 通信の相手方である基地局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機（キヤリアアグリゲーション技術を用いて第一号へ(1)に掲げる無線局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該無線局を含む。）からの制御情報に基づき空中線電力が必要最小限となるよう自動的に制御する機能を有すること。

〔ハ〕木 同上

〔四 同上〕

（時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局等の無線設備）

第四十九条の二十九 〔同上〕

〔2・3 同上〕

4 〔同上〕

一 〔同上〕

イ 再生中継方式（受信した電波を復調し、変調し、及び增幅して送信する中継方式をいう。以下この条及び次条において同じ。）

〔1・2 同上〕

〔四 同上〕

〔5～8 略〕

第五十八条の二の十二 三八GHzを超える三九・五GHz以下の周波数の電波を使用する高度一八キロメートルから五〇キロメートルまでに設置する固定局又は当該固定局と通信を行う固定地点で運用される固定局の無線設備は、次の各号に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 変復譲器（変調により復元可能な信号を生成し、復調により元の情報を再現し得る装置をいう。）は次のとおりである。

ア 三八GHzを超える三九・五GHz以下の周波数の電波を使用する高度一八キロメートルから五〇キロメートルまでに設置する固定局又は当該固定局と通信を行う固定地点で運用される固定局に設置される変復譲器が、その通信の相手方の変復譲器を自動的に識別可能である。

イ 三八GHzを超える三九・五GHz以下の周波数の電波を使用する高度一八キロメートルから五〇キロメートルまでに設置する固定局又は当該固定局と通信を行う固定地点で運用される固定局に設置される変復譲器間の制御信号について、周波数が自動的に設定されるものである。

二 離接チャネルの発送電力は、搬送電力より一セントシベル以上低い値である。

別表第一号（第5条関係）

周波数の許容偏差の表

〔表略〕

〔注1～30 略〕

31 次に掲げる固定局、陸上局及び移動局の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 携帯無線通信を行う無線局及びローカル5Gの無線局の送信設備に使用するもの

ア 第49条の6に定める携帯無線通信の中継を行う無線局

次の式により求められる値を許容偏差とする（fは、送信周波数（単位Hz）とする。）。

(ア) 陸上移動局

[A 略]

B 基地局等対向器 300Hz

(イ) 陸上移動中継局

[A 略]

B 基地局等と通信を行う陸上移動中継局の無線設備 300Hz

[イ～カ 略]

キ シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局

次の式により求められる値を許容偏差とする（fは、送信周波数（単位Hz）とする）

〔5～8 同上〕

〔新設〕

別表第一号（第5条関係）

周波数の許容偏差の表

〔表同左〕

〔注1～30 同左〕

31 〔同左〕

(1) 〔同左〕

ア 〔同左〕

[同左]

(ア) 〔同左〕

[A 同左]

B 基地局対向器 300Hz

(イ) 〔同左〕

[A 同左]

B 基地局と通信を行う陸上移動中継局の無線設備 300Hz

[イ～カ 略]

キ 〔同左〕

[同左]

。)。

(ア) 基地局等

[A～C 略]

[(イ)・(ウ) 略]

[ク～コ 略]

サ 第49条の6の13に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局

次の式により求められる値を許容偏差とする (f は、送信周波数 (単位 Hz) とする
。)。

(ア) 基地局等

[A～C 略]

[(イ) 略]

[(2) 略]

[32～57 略]

別表第二号 (第6条関係)

〔第1～第11 略〕

第12 携帯無線通信の中継を行う無線局、符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局並びにシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びローカル5Gの無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおりとする。この規定の適用を受ける周波数を指定する場合は、占有周波数帯幅の許容値を電波の型式に冠して表示する。

〔1～5 略〕

6 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びローカル5Gの無線局の無線設備

(ア) 基地局

[A～C 同左]

[(イ)・(ウ) 同左]

[ク～コ 同左]

サ [同左]

[同左]

(ア) 基地局

[A～C 同左]

[(イ) 同左]

[(2) 同左]

[32～57 略]

別表第二号 (第6条関係)

〔第1～第82 同左〕

第12 [同左]

〔1～5 同左〕

6 [同左]

〔(1)～(3) 略〕

(4) 第49条の6の13に規定する基地局、高高度基地局及び陸上移動局の無線設備

〔ア～オ 略〕

〔第13～第83 略〕

第84 第58条の2の13に規定する無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、500MHzとする。

〔(1)～(3) 同左〕

(4) 第49条の6の13に規定する基地局及び陸上移動局の無線設備

〔ア～オ 同左〕

〔第13～第83 同左〕

〔新設〕

備考　表中の〔 〕の記載及び表裏規定の1重傍縁を付した黒記部分を除く全体にわたる傍縁は注記である。

(特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正)

第六条 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のよう改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(特定無線設備等)</p> <p>第一条 法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。</p> <p>[二・十一の二十九の六 略]</p> <p>[二・十一の二十七の七 設備規則第四十九条の六の九第一項においてその無線設備の条件が定められている高高度基地局に使用するための無線設備</p> <p>[二・十一の二十一・二十一の三十三の二 略]</p> <p>[二・三十三の四 設備規則第四十九条の六の十三第一項においてその無線設備の条件が定められている高高度基地局に使用するための無線設備</p> <p>[二・三十四・八十四 略]</p> <p>[二・五 設備規則第五十八条の二の十三においてその無線設備の条件が定められている固定局に使用するための無線設備</p> <p>[二 略]</p> <p>別表第一号 技術基準適合証明のための審査（第六条及び第二十五条関係）</p> <p>一 技術基準適合証明のための審査は、次に掲げるところにより行うものとする。</p> <p>(1) (2) 略</p> <p>(3) 特性試験</p> <p>申込設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。</p> <p>ア 次の表の一の欄に掲げる装置については、同表の一の欄に掲げる試験項目ごとにそれぞれ同表の二の欄に掲げる測定器等を使用して総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上 の方法により同表の四の欄の特定無線設備の種別に従つて試験を行う。</p> <p>〔表 別紙二 插入〕</p> <p>〔注1～24 略〕</p> <p>〔イ・ウ 略〕</p> <p>[二・三 略]</p> <p>別表第二号 工事設計の様式(別表第一号一(1)関係)</p> <p>第一 第二から第六までの工事設計書に係る無線局以外の無線局に使用するための無線設備の工事設計書</p> <p>〔様式略〕</p> <p>〔注1 略〕</p> <p>2 2の(1)の欄は、電波の型式別に、無線設備系統図に示す出力端子における出力規格の値を記載すること。</p>	<p>(特定無線設備等)</p> <p>第二条 [同上]</p> <p>[二・十一の二十九の六 同上]</p> <p>「新設」</p> <p>[二・十一の二十一・二十一の三十三の二 同上]</p> <p>「新設」</p> <p>[二・三十四・八十四 同上]</p> <p>「新設」</p> <p>[二 略]</p> <p>別表第一号 [同上]</p> <p>一 [同上]</p> <p>(1) (2) [同上]</p> <p>(3) [同上]</p> <p>〔表 別紙一 插入〕</p> <p>〔注1～24 同上〕</p> <p>〔イ・ウ 同上〕</p> <p>[二・三] [同上]</p> <p>別表第二号 [同左]</p> <p>第一 [同左]</p> <p>〔様式同左〕</p> <p>〔注1 同左〕</p> <p>2 [同左]</p>

[(1)～(3) 略]

(4) 第2条第1項第85号に掲げる無線設備であつては、運用規則第137条の3に掲げる最大電力束密度の値及び決議第168（Rev. WRC-23）resolves1, 3, 4, 5, 8で示されるPFD制限値を遵守することを示す書類を添付すること。

3 2 の(2)の欄は、「F3E 142MHzから162MHzまで」又は「F3E 143.54, 149.01, 149.03, 153.33, 165.97MHz」のように記載するほか、次によること。

[(1)～(3) 略]

(4) 第2条第1項第11号の19、第11号の21、第11号の30、第11号の32、第11号の34、第21号の3、第54号若しくは第54号の6に掲げる無線設備であつて設備規則第49条の6の9第1項第1号へに規定するキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行うことができるもの又は第2条第1項第11号の20から第11号の20の3まで、第11号の20の7、第11号の22から第11号の24まで、第11号の29から第11号の29の3まで、第11号の31から第11号の31の3まで、第11号の33から第11号の33の4まで、第21号の3、第54号の2の2、第54号の3若しくは第54号の5から第54号の5の3までに掲げる無線設備であつて一の送信装置から複数の搬送波を同時に送信するものにあつては、同時に送信される複数の搬送波の周波数帯(次のアからスまでに掲げる周波数帯をいう。)及び当該搬送波の数を記載すること。

[ア～ス 略]

(5) 第2条第1項第11号の19の3又は第54号の3に掲げる無線設備にあつては、通信の相手方となる基地局及び高高度基地局のチャネル間隔を「通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔は、5MHz、10MHz及び15MHzとする。」のように付記すること。

。

[(6) 略]

[4～12 略]

[第二～第六 略]

様式第7号（第8条、第20条、第27条及び第36条関係）

表示は、次の様式に記号R及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を付加したものとする。

[様式略]

[注1～3 略]

4 技術基準適合証明番号の最初の3文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の区別とし、4文字目又は4文字目及び5文字目は特定無線設備の種別に従い次表に定めるとおりとし、他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとすること。

特定無線設備の種別	記号
-----------	----

[(1)～(3) 同左]

[新設]

3 [同左]

[(1)～(3) 同左]

(4) 第2条第1項第11号の19、第11号の21、第11号の30、第11号の32、第11号の34、第21号の3、第54号若しくは第54号の6に掲げる無線設備であつて設備規則第49条の6の9第1項第1号へに規定するキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行うことができるもの又は第2条第1項第11号の20から第11号の20の3まで、第11号の22から第11号の24まで、第11号の29から第11号の29の3まで、第11号の31から第11号の31の3まで、第11号の33から第11号の33の3まで、第21号の3、第54号の2の2、第54号の3若しくは第54号の5から第54号の5の3までに掲げる無線設備であつて一の送信装置から複数の搬送波を同時に送信するものにあつては、同時に送信される複数の搬送波の周波数帯(次のアからスまでに掲げる周波数帯をいう。)及び当該搬送波の数を記載すること。

[ア～ス 略]

(5) 第2条第1項第11号の19の3又は第54号の3に掲げる無線設備にあつては、通信の相手方となる基地局のチャネル間隔を「通信の相手方となる基地局のチャネル間隔は、5MHz、10MHz及び15MHzとする。」のように付記すること。

[(6) 同左]

[4～12 同左]

[第二～第六 同左]

様式第7号（第8条、第20条、第27条及び第36条関係）

[同左]

[様式同左]

[注1～3 同左]

4 [同左]

特定無線設備の種別	記号
-----------	----

[略]	[略]
第2条第1項第11号の20の6に掲げる無線設備	T S
第2条第1項第11号の20の7に掲げる無線設備	T Q
[略]	[略]
第2条第1項第11号の33の3に掲げる無線設備	J Q
第2条第1項第11号の33の4に掲げる無線設備	U Q
[略]	[略]
第2条第1項第84号に掲げる無線設備	TM
第2条第1項第85号に掲げる無線設備	V Q
[略]	[略]

[5 略]

[同左]	[同左]
第2条第1項第11号の20の6に掲げる無線設備	T S
[同左]	[同左]
第2条第1項第11号の33の3に掲げる無線設備	J Q
[同左]	[同左]
第2条第1項第84号に掲げる無線設備	TM
[同左]	[同左]

[5 同左]

備考 表中の「[]」の記載及び対象規定の1重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則
(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この省令の施行の際に現に受けている無線設備規則第四十九条の六の九第一項及び第六項に規定する無線局の無線設備に係る電波法第三十八条の二の二第一項に規定する技術基準適合証明又は同法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証（以下「技術基準適合証明等」という。）により表示が付された無線設備については、当該無線設備の技術基準適合証明等に係る工事設計に変更がない限りにおいて、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（以下「証明規則」という。）別表第二号第一注3(5)の規定に基づき同規則別表第二号第一2(2)に付記されている通信の相手方に高高度基地局を含むものとして、技術基準適合証明等を受けたものとみなす。

2 この省令の施行の際に現にされている無線設備規則第四十九条の六の九第一項及び第六項に規定する無線局の無線設備に係る技術基準適合証明等の求めの審査は、証明規則別表第二号第一注3(5)の規定に基づき同規則別表第二号第一2(2)に付記されている通信の相手方について、「基地局」とあるのは、「基地局等」と読み替えるものとする。

上同	四	別紙二
上同一	備設線無の六の十二の号一十第項一第条二第	特定無線設備の種別
上同	備設線無の三の三十三の号一十第項一第条二第	
上同	備設線無の号四十八第項一第条二第	
上同		

略	四	別紙二
略	四	特定無
備設線無の六の十二の号一十第項一第条二第	備設線無の七の十二の号一十第項一第条二第	線設備の種別
略	四	略
備設線無の三の三十三の号一十第項一第条二第	備設線無の四の三十三の号一十第項一第条二第	備設線無の号四十八第項一第条二第
略	四	略
備設線無の号五十八第項一第条二第	備設線無の号四十八第項一第条二第	略

○ 総務省告示第 号

無線局運用規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号）第一百三十七条の二第一項ただし書及び同条第二項ただし書の規定に基づき、総務大臣が別に告示する場合を次のとおり定める。

令和 年 月 日

総務大臣 林 芳正

無線局運用規則第百三十七条の二第一項ただし書の総務大臣が別に告示する場合は、次の表に掲げる国又は地域において、次の各号に掲げる業務を保護の対象とする場合とする。

対象国又は地域	
アルメニア共和国	
アゼルバイジャン共和国	
ベラルーシ共和国	
ロシア連邦	
カザフスタン共和国	
モンゴル国	
ウズベキスタン共和国	
キルギス共和国	
北朝鮮	
タジキスタン共和国	
トルクmenistan	

一、七一〇 MHz から一、九八〇 MHz まで、一、〇一〇 MHz から一、〇一二五 MHz まで及び一、一一〇 MHz から

ら二、一七〇 MHzまでの周波数を使用する移動業務を保護の対象とする場合、高高度基地局は、地表面における最大電力束密度（搬送波のスペクトルのうち、最大の電力密度の一 MHz の帯域幅における一平方メートル当たりの電力束密度とする。以下同じ。）の値が表の上欄に掲げる水平方向を基準とした電波の到来角の区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる値を超えて運用してはならない。ただし、一ワットを〇デシベルとする。

電波の到来角 (θ)	電力束密度
一度未満	(一) 一四五デシベル
一度以上八〇度未満	次に掲げる式による値以下 $-145 + 0.4347 \times (\theta - 11)$ デシベル
八〇度以上九〇度未満	(一) 一一五デシベル

一一、七一〇 MHzから一、九八〇 MHzまで、一一、〇一〇 MHzから一一、〇一二五 MHzまで及び一一、一一〇 MHzから二、一七〇 MHzまでの周波数を使用する固定業務の保護を対象とする場合、高高度基地局は、地表面における最大電力束密度の値が表の上欄に掲げる水平方向を基準とした電波の到来角の区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる値を超えて運用してはならない。ただし、一ワットを〇デシベルとする。

電波の到来角 (θ)	電力束密度
五度以下	(一) -165デシベル
五度を超えて十五度以下	次に掲げる式による値以下 $-165 + 1.75 \times (\theta - 5)$ デシベル
十五度を超えて九〇度以下	(一) -111〇デシベル

○ 総務省告示第 号

電波法（昭和二十五年法律第二百三十一号）第二十六条第一項の規定に基づき、周波数割当計画（令和六年総務省告示第四百二号）の一部を次のように変更する。

令和 年 月 日

総務大臣 林 芳正

次の表により、変更前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する変更後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

変更後				変更前									
第2 周波数割当表 [1～7 略] 周波数割当表 [第1表～第2表 略]				第2 周波数割当表 [1～7 同左] 周波数割当表 [第1表～第2表 同左]									
第3表 10GHz - 3000GHz				第3表 10GHz - 3000GHz									
[略]	国内分配 (GHz) (4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)	[同左]	国内分配 (GHz) (4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)						
[略]	38-39.5 J298	[略]	「略」	[略]	[同左]	[同左]	[同左]						
		固定 J305	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用			[同左]	公共業務用 一般業務用						
	[略]	[略]	[略]	[同左]	[同左]	[同左]	[同左]						
[略]				[別表 1-1～別表10-1 略]									
別表10-2 携帯無線通信（二周波方式のものに限る。）用の周波数表													
陸上移動局用周波数帯		基地局及び高高度基地局用周波数帯		[同左]		基地局用周波数帯							
715MHz を超え 748MHz 以下		770MHz を超え 803MHz 以下*		[同左]		770MHz を超え 803MHz 以下							
815MHz を超え 845MHz 以下		860MHz を超え 890MHz 以下*		[同左]		860MHz を超え 890MHz 以下							
900MHz を超え 915MHz 以下		945MHz を超え 960MHz 以下*		[同左]		945MHz を超え 960MHz 以下							
1427.9MHz を超え 1462.9MHz 以下		1475.9MHz を超え 1510.9MHz 以下*		[同左]		1475.9MHz を超え 1510.9MHz 以下							
1710MHz を超え 1785MHz 以下		1805MHz を超え 1880MHz 以下*		[同左]		1805MHz を超え 1880MHz 以下							
[略]													
* この周波数の使用は基地局用に限る。													
[別表10-3～別表11-3 略]													
備考 表中 [] の記載及び対象規定の1欄に線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。													
[新設]													
[別表10-3～別表11-3 同左]													

○ 総務省告示第 号

電波法（昭和二十五年法律第二百三十一号）第七条第一項第二号及び第四号の規定を実施するため、昭和六十一年郵政省告示第三百九十五号（陸上移動業務の無線局、携帯移動業務の無線局、簡易無線局及び構内無線局の申請の審査に適用する受信設備の特性を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 林 芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>〔一〕五 略</p> <p>六 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信（設備規則第二条第四号の五に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信をいう。以下同じ。）を行う無線局の審査に適用する受信設備の特性</p> <p>1 周波数分割複信方式（半複信方式のものを含む。）を用いるものの受信設備</p> <p>〔表略〕</p> <p>〔注1〕4 略</p> <p>5 チャネル間隔が一・〇MHzの陸上移動局にあつては、通信の相手方となる基地局又は高高度基地局のチャネル間隔と同じチャネル間隔に応じたこの表の実効選択度の項陸上移動局の欄に規定する値を満たすこと。</p> <p>6 高高度基地局（再生中継方式（設備規則第四十九条の六の九第一項第三号に規定する再生中継方式をいう。以下同じ。）を用いるものに限る。）の受信設備にあつては、この表の感度の項基地局の欄に規定する値を満たすこと。</p> <p>〔2〕略</p> <p>六の二 設備規則第二条第四号の七に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式無線通信を行う無線局及びロードカル5G（設備規則第三条第十五号に規定するロードカル5Gをいう。）の無線局の審査に適用する受信設備の特性</p> <p>〔1〕略</p> <p>2 周波数分割複信方式（半複信方式のものを含む。）を用いるものの受信設備</p> <p>(1) 感度</p> <p>ア 基地局又は高高度基地局（再生中継方式を用いるものに限る。）の感度</p> <p>〔略〕</p> <p>〔表略〕</p> <p>〔イ〕略</p> <p>〔2〕〔4〕略</p> <p>〔七〕〔十三〕略</p> <p>〔十四〕シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステム（設備規則第三条第十二号の二に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムをいう。以下同じ。）の無線局の審査に適用する受信設備の特性</p> <p>1 感度</p> <p>(1) 略</p>	<p>〔一〕五 同上</p> <p>六 同上</p> <p>1 同上</p> <p>〔表同上〕</p> <p>〔注1〕4 同上</p> <p>5 チャネル間隔が一・〇MHzの陸上移動局にあつては、通信の相手方となる基地局のチャネル間隔と同じチャネル間隔に応じたこの表の実効選択度の項陸上移動局の欄に規定する値を満たすこと。</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔2〕同上</p> <p>六の二 同上</p> <p>1 同上</p> <p>2 同上</p> <p>〔同上〕</p> <p>ア 基地局の感度</p> <p>〔同上〕</p> <p>〔表同上〕</p> <p>〔イ〕同上</p> <p>〔2〕〔4〕同上</p> <p>〔七〕〔十三〕同上</p> <p>〔十四〕同上</p> <p>1 同上</p> <p>(1) 同上</p>

(2) 陸上移動局(広帯域移動無線アクセスシステムの無線局による無線通信の中継を行うものにあつては、再生中継方式により中継を行うものに限る。)の感度

[2] [3] [略]
[2] [3]

(2) 陸上移動局(広帯域移動無線アクセスシステムの無線局による無線通信の中継を行うものにあつては、再生中継方式(設備規則第四十九条の二十九第四項第一号イに規定する再生中継方式をいう。以下同じ。)により中継を行うものに限る。)の感度

[同上]
[2] [3] [同上]

備考 表中の「」の記載及び対象規定の一重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

○ 総務省告示第 号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）別表第一号の二第1の表21の項及び第2の表2の項の規定に基づき、昭和五十一年郵政省告示第八十七号（電波法施行規則の規定により許可を要しない工事設計の軽微な事項を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 林 芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>[1～5 略]</p> <p>6 携帯無線通信を行う<u>基地局</u>及び<u>高高度基地局</u>（以下この項において「<u>基地局等</u>」という。）並びに<u>広帯域移動無線アクセスシステム</u>（2,575MHzを超える2,595MHz以下の周波数の電波を使用するものを除く。以下同じ。）の<u>基地局</u>、携帯無線通信を行う<u>基地局</u>及び<u>広帯域移動無線アクセスシステム</u>の<u>基地局</u>の無線設備の試験若しくは調整をするための通信を行う無線局又は<u>基地局等</u>と<u>陸上移動局</u>との間の携帯無線通信が不可能な場合その中継を行う無線局の装置の工事設計の全部又は一部分について変更する場合（装置の全部又は一部分について変更の工事をする場合を含む。）</p> <p>〔表略〕</p> <p>〔注 略〕</p> <p>〔7～9 略〕</p>	<p>[1～5 同左]</p> <p>6 携帯無線通信を行う<u>基地局</u>及び<u>広帯域移動無線アクセスシステム</u>（2,575MHzを超える2,595MHz以下の周波数の電波を使用するものを除く。以下同じ。）の<u>基地局</u>、携帯無線通信を行う<u>基地局</u>及び<u>広帯域移動無線アクセスシステム</u>の<u>基地局</u>の無線設備の試験若しくは調整をするための通信を行う無線局又は<u>基地局</u>と<u>陸上移動局</u>との間の携帯無線通信が不可能な場合その中継を行う無線局の装置の工事設計の全部又は一部分について変更する場合（装置の全部又は一部分について変更の工事をする場合を含む。）</p> <p>〔表同左〕</p> <p>〔注 同左〕</p> <p>〔7～9 同左〕</p>

備考 案件の〔 〕の記述は追記である。

○ 総務省告示第 号

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）を実施するため、平成三十年総務省告示第二百五十六号（無線局免許申請書等に添付する無線局事項書等の各欄の記載に用いるコード（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 林 芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
別表第1号 無線局の種別コード	別表第1号 [同左]
項目	項目
[略]	[同左]
基地局	基地局
高高度基地局	F B
[略]	F H
備考 表中の [] の記載は注記である。	[同左]

○ 総務省告示第 号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）別表第三号¹⁷ (3) の規定に基づき、平成二十六年総務省告示第二百三十八号（シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置であつて、周波数分割複信方式を用いるもの及び時分割複信方式を用いるもののうち、一、二、三三〇MHzを超える二、三七〇MHz以下又は三・四GHzを超える三・六GHz以下の周波数の電波を送信するものの技術的条件を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 林 芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>一 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置であつて、周波数分割複信方式を用いるものの技術的条件</p> <p>1 設備規則第四十九条の六の九第一項第一号ロの総務大臣が別に告示する隣接チャネル漏えい電力の許容値は、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 基地局及び高高度基地局（以下「基地局等」という。）の送信装置</p> <p>2 「(2) 略」</p> <p>2 設備規則第四十九条の六の九第一項第一号ハの総務大臣が別に告示する基地局等の送信装置の相互変調特性は、次のとおりとする。</p> <p>2 「(1)・(2) 略」</p> <p>3 「3 略」</p> <p>4 設備規則第四十九条の六の九第五項第一号の総務大臣が別に告示する周波数の範囲は、次の表の上欄に掲げる通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる周波数を、通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔と同じチャネル間隔の陸上移動局の送信周波数帯域の上端及び下端から除いた範囲とする。</p> <p>〔表略〕</p> <p>5 「5 略」</p> <p>6 設備規則別表第三号17(3)の総務大臣が別に告示する帶域外領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 基地局等の送信装置</p> <p>〔表略〕</p> <p>注1 基地局等が使用する周波数帯（七七〇MHzを超える八〇三MHz以下、八六〇MHzを超える八九〇MHz以下、九四五MHzを超える九六〇MHz以下、一、四七五・九MHzを超える一、五一〇・九MHz以下、一、八〇五MHzを超える一、八八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超える二、一七〇MHz以下の周波数帯をいう。ただし高高度基地局にあつては以下二、一一〇MHzを超える二、一七〇MHz以下の周波数帯を限る。以下この項において同じ。）の端から一〇MHz未満の周波数帯に限り適用する。</p> <p>(2) 「2・4 略」</p> <p>2 陸上移動局の送信装置</p> <p>ア 一の搬送波を送信する送信装置又は連続しない複数の搬送波を同時に送信する送信装置</p> <p>〔表略〕</p> <p>注1 チャネル間隔が一・〇八MHzのものにあつては、通信の相手方となる基地局等のチャネル間隔と同じチャネル間隔に応じたこの表の許容値を満たすこと。</p> <p>2 「2・3 略」</p> <p>イ 「イ 略」</p>	<p>一 「同上」</p> <p>1 「同上」</p> <p>(1) 基地局の送信装置</p> <p>2 「(2) 同上」</p> <p>2 設備規則第四十九条の六の九第一項第一号ハの総務大臣が別に告示する基地局の送信装置の相互変調特性は、次のとおりとする。</p> <p>2 「(1)・(2) 同上」</p> <p>3 「3 同上」</p> <p>4 設備規則第四十九条の六の九第五項第一号の総務大臣が別に告示する周波数の範囲は、次の表の上欄に掲げる通信の相手方となる基地局のチャネル間隔に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる周波数を、通信の相手方となる基地局のチャネル間隔と同じチャネル間隔の陸上移動局の送信周波数帯域の上端及び下端から除いた範囲とする。</p> <p>〔表同上〕</p> <p>5 「5 同上」</p> <p>6 「同上」</p> <p>(1) 基地局の送信装置</p> <p>〔表同上〕</p> <p>注1 基地局が使用する周波数帯（七七〇MHzを超える八〇三MHz以下、八六〇MHzを超える八九〇MHz以下、九四五MHzを超える九六〇MHz以下、一、四七五・九MHzを超える一、五一〇・九MHz以下、一、八〇五MHzを超える一、八八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超える二、一七〇MHz以下の周波数帯をいう。以下この項において同じ。）の端から一〇MHz未満の周波数帯に限り適用する。</p> <p>(2) 「2・4 同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>ア 「同上」</p> <p>〔表同上〕</p> <p>注1 チャネル間隔が一・〇八MHzのものにあつては、通信の相手方となる基地局のチャネル間隔と同じチャネル間隔に応じたこの表の許容値を満たすこと。</p> <p>2 「2・3 同上」</p> <p>イ 「イ 同上」</p>

7 設備規則別表第三号17(3)の総務大臣が別に告示するニアリス領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。

〔1〕略

〔2〕高度基地局の送信装置

周波数	不要発射の強度の許容値
九 kHz以上一五〇 kHz未満	任意の一kHzの帯域幅における平均電力が（一）一三dB以下の場合
一五〇 kHz以上三〇 kHz未満	任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）一三dB以下の場合
三〇 kHz以上一、〇〇〇 kHz未満	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）一三dB以下の場合
一、〇〇〇 MHz以上一・七五 GHz未満	任意の一、〇〇〇 kHzの帯域幅における平均電力が（一）一三dB以下の場合

注1 高度基地局が使用する周波数帯の端から一〇 kHz以上離れた周波数帯に限り適用する。

2 様数の空中線から同一の周波数の電波を送信する送信装置にあっては、各空中線端子に不要発射の強度の許容値を適用する。

3 様数の搬送波を同時に送信する一の送信装置にあっては、当該様数の搬送波を送信した状態で、この表の許容値を適用する。この場合において、様数の空中線から同時に電波を送信する送信装置にあっては、各空中線端子に不要発射の強度の許容値を適用する。

〔3〕陸上移動局の送信装置

周波数	不要発射の強度の許容値
〔略〕	
四七〇 MHz以上七一〇 MHz以下	1 七一五 kHzを超える七一八 kHz以下又は七一八 kHzを超える七四八 kHz以下の周波数の電波を使用するもの（チャネル間隔が三kHz、一五MHz及び二〇MHzのものを除く。） （一）一六・二 dBm以下の場合 〔2〕略

注1 九 kHz以上四七〇 MHz未満、七一〇 MHzを超える七一〇 MHz未満、八〇三 MHzを超える八六〇 MHz未満、八九〇 MHzを超える九四五 MHz未満、九六〇 MHzを超える一、四七五・九 MHz未満、一、五一・九 MHzを超える一、八〇五 MHz未満、一、八八〇 MHzを超える一、八八四・五 MHz未満、一、九一五・七 MHzを超える一、〇一〇 MHz未満、一、〇二五 MHzを超える一、一、〇一〇 MHz未満及び二、一七〇 MHzを超える一、七五 GHz未満の周波数帯については、一八〇 kHzをチャネル間隔

7 同上

〔1〕同上

〔新設〕

〔2〕同上

周波数	不要発射の強度の許容値
〔同上〕	四七〇 MHz以上七一〇 MHz以下
〔同上〕	1 七一八 kHzを超える七四八 kHz以下の周波数の電波を使用するもの（チャネル間隔が三MHzのものを除く。） （一）一六・二 dBm以下の場合 〔2〕同上

注1 九 kHz以上四七〇 MHz未満、七一〇 MHzを超える七一〇 MHz未満、八〇三 MHzを超える八六〇 MHz未満、八九〇 MHzを超える九四五 MHz未満、九六〇 MHzを超える一、四七五・九 MHz未満、一、五一・九 MHzを超える一、八〇五 MHz未満、一、八八〇 MHzを超える一、八八四・五 MHz未満、一、九一五・七 MHzを超える一、〇一〇 MHz未満、一、〇二五 MHzを超える一、一、〇一〇 MHz未満及び二、一七〇 MHzを超える一、七五 GHz未満の周波数帯については、一八〇 kHzをチャネル間隔

とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から一・八MHz以上、三MHzをチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から七・五MHz以上、五MHzをチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から一・二・五MHz以上、一〇MHzをチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から二・〇MHz以上、一・五MHzをチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から二・七・五MHz以上、一・〇MHzをチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から三・五MHz以上、一・〇八MHzをチャネル間隔とする送信装置にあつては、通信の相手方となる~~基地局等~~のチャネル間隔と同じチャネル間隔に応じたこの注1に規定する送信周波数帯域（チャネル間隔が一・〇八MHzのものにあつては、この表のそれぞれのチャネル間隔（一・八〇kHzのものを除く。）の送信周波数帯域（当該送信周波数帯域にチャネル間隔が一・〇八MHzの送信装置の占有周波数帯幅の許容値の周波数の範囲が含まれること。）の中心周波数からの周波数以上となる周波数帯に限り、この表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値を適用する。

〔二 略〕

〔2・3 略〕

備考 表中の「」の記載及び対象規定の一重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から一・八MHz以上、三MHzをチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から七・五MHz以上、五MHzをチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から一・二・五MHz以上、一〇MHzをチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から二・〇MHz以上、一・五MHzをチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から二・七・五MHz以上、一・〇MHzをチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から三・五MHz以上、一・〇八MHzをチャネル間隔とする送信装置にあつては、通信の相手方となる~~基地局~~のチャネル間隔と同じチャネル間隔に応じたこの注1に規定する送信周波数帯域（チャネル間隔が一・〇八MHzのものにあつては、この表のそれぞれのチャネル間隔（一・八〇kHzのものを除く。）の送信周波数帯域（当該送信周波数帯域にチャネル間隔が一・〇八MHzの送信装置の占有周波数帯幅の許容値の周波数の範囲が含まれること。）の中心周波数からの周波数以上となる周波数帯に限り、この表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値を適用する。

〔二 同上〕

〔2・3 同上〕

附 則
(経過措置)

- 1 この告示の施行の際に免許若しくは予備免許を受け、又は免許を申請している無線設備規則第四十九条の六の九に規定する陸上移動局の無線設備の条件については、この告示による改正後の平成二十六年総務省告示第二百三十八号第一項第七号(3)の表の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。
- 2 この告示の施行の際に受けている無線設備規則第四十九条の六の九に規定する陸上移動局の無線設備に係る電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第三十八条の二の二第一項の技術基準適合証明及び同法第三十八条の二十四第一項の工事設計認証（以下「技術基準適合証明等」という。）は、この告示の施行後においても、なおその効力を有する。
- 3 この告示の施行の際にされている無線設備規則第四十九条の六の九に規定する陸上移動局の無線設備に係る技術基準適合証明等の求めの審査は、なお従前の例による。
- 4 前項の規定によりなお従前の例によることとされる審査により陸上移動局の無線設備が受けた技術基準適合証明等は、この告示の施行後においても、なおその効力を有する。
- 5 第二項及び第四項の規定によりなお効力を有するとされた技術基準適合証明等により表示が付された無線設備については、当該技術基準適合証明等の工事設計に変更がない限りにおいて、この告

示による改正後の平成二十六年総務省告示第三百三十八号第一項第七号(3)の表の規定の条件に適合するものとして、技術基準適合証明等を受けたものとみなす。

○ 総務省告示第 号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）別表第三号¹⁷ (3) の規定に基づき、令和二年総務省告示第二百五十一号（シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置であつて、周波数分割複信方式を用いるものの技術的条件を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 林 芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に一重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後		改 正 前	
一 送信装置の隣接チャネル漏えい電力の許容値は、次に定めるとおりとする。		一 〔1〕 基地局及び高度基地局（以下「基地局等」という。）の送信装置 〔2〕 「(1)・(2) 略」	〔1〕 「同上」 〔2〕 「(1)・(2) 同上」
二 基地局等の送信装置の相互変調特性は、次に定めるとおりとする。		二 〔1〕 「1・2 略」	二 〔1〕 「1・2 同上」
三 〔三〕 略		三 〔三〕 略	三 〔三〕 同上
四 帯域外領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。		四 帯域外領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。	四 〔同上〕
一 〔1〕 基地局等の送信装置 〔2〕 「略」		一 〔1〕 基地局の送信装置 〔2〕 「略」	一 〔1〕 基地局の送信装置 〔2〕 「表同上」
五 スブリアス領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。		五 〔1〕 略 〔2〕 高高度基地局の送信装置	五 〔1〕 同上 〔2〕 同上 〔新設〕
注 1 高高度基地局が使用する周波数帯（一、一〇〇MHzを越えて、一七〇MHz以下の周波数を（一）～（三）の端から一〇MHz以上離れた周波数帯に限り適用する。）	周波数帯 九〇MHz以上一五〇MHz未満 一五〇MHz以上三〇MHz未満 三〇MHz以上一、〇〇〇MHz未満 一、〇〇〇MHz以上一一・七五GHz未満	不要発射の強度の許容値 （一）～（三）dB以下 （一）～（三）dB以下 （一）～（三）dB以下 （一）～（三）dB以下	注 1 高高度基地局の送信装置 〔1〕 基地局の送信装置 〔2〕 「表同上」
注 2 様数の空中線から同一の周波数の電波を送信する送信装置にあつては、各空中線端子においてこの表の許容値を適用する。			注 2 様数の空中線から同一の周波数の電波を送信する送信装置にあつては、各空中線端子においてこの表の許容値を適用する。
注 3 様数の搬送波を同時に送信する一の送信装置にあつては、当該様数の搬送波を送信した状態で、この表の許容値を適用する。			注 3 様数の搬送波を同時に送信する一の送信装置にあつては、当該様数の搬送波を送信した状態で、この表の許容値を適用する。

3||
〔略〕

備考 表中の「」の記載及び対象規定の一重傍線を付した標記部分を除く全體に付した傍線は注記である。

2||
〔同上〕

○ 総務省告示第 号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）別表第三号¹⁷⁽¹⁾の規定に基づき、平成二十二年総務省告示第四百五十三号（携帯無線通信の中継を行う無線局の送信装置の技術的条件を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 林 芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>一 不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。</p> <p>1 陸上移動局の送信装置</p> <p>(1) 「(i) 略」</p> <p>(2) 基地局対向器及び高高度基地局対向器（以下「基地局等対向器」という。）に係るもの (送信周波数帯域の端から10MHz以上離れた周波数帯に限り適用する。ただし、一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下の周波数帯にあつては、この限りでない。)</p> <p>2 陸上移動中継局の送信装置</p> <p>(1) 「(i) 略」</p> <p>(2) 基地局又は高高度基地局（以下「基地局等」という。）と通信を行うもの（送信周波数帯域の端から10MHz以上離れた周波数帯に限り適用する。ただし、一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下の周波数帯にあつては、この限りでない。）</p> <p>二 「ア」 二ついてはこの限りでない。</p> <p>1 陸上移動局の送信装置</p> <p>(1) 「(i) 略」</p> <p>(2) 基地局等対向器に係るもの</p> <p>2 陸上移動中継局の送信装置</p> <p>(1) 「(i) 略」</p> <p>(2) 基地局等と通信を行うもの</p> <p>三 陸上移動局（再生中継方式（受信した電波を復調し、変調し、及び増幅して送信する中継方式をいう。）以外の中継方式のものに限る。）の基地局等対向器及び陸上移動局対向器の増幅度特性は、次のとおりとする。</p> <p>「1」 3 略</p>	<p>一 「同上」</p> <p>1 「同上」</p> <p>(2) 基地局対向器に係るもの（送信周波数帯域の端から10MHz以上離れた周波数帯に限り適用する。ただし、一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下の周波数帯にあつては、この限りでない。）</p> <p>2 「ア」 二ついてはこの限りでない。</p> <p>1 「同上」</p> <p>(2) 基地局と通信を行うもの（送信周波数帯域の端から10MHz以上離れた周波数帯に限り適用する。ただし、一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下の周波数帯にあつては、この限りでない。）</p> <p>二 「同上」</p> <p>1 「同上」</p> <p>(2) 基地局対向器に係るもの</p> <p>2 「ア」 二ついてはこの限りでない。</p> <p>1 「同上」</p> <p>(2) 基地局と通信を行うもの</p> <p>三 陸上移動局（再生中継方式（受信した電波を復調し、変調し、及び増幅して送信する中継方式をいう。）以外の中継方式のものに限る。）の基地局対向器及び陸上移動局対向器の増幅度特性は、次のとおりとする。</p> <p>「1」 3 同上</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

○総務省告示第

四号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の八の二の三第二号ホの規定に基づき、平成二十九年総務省告示第一百九十四号（時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局又はPHSの無線局に使用する無線設備の技術的条件等を定める件）の一部を次のように改正する。

令和　　年　　月　　日

総務大臣 林 芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>三 「一・二 略」</p> <p>三 時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局に使用する無線設備の技術的条件は、次のとおりとする。</p> <p>「一・4 略」</p> <p>5 前項の規定にかかる、携帯無線通信、広帯域移動無線アクセスシステム及びローカル5Gの基地局、高高度基地局、陸上移動中継局又は陸上移動局（中継により無線通信を行うものに限る。）と通信を行う時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の子機（ただし、キャリアアグリゲーション技術を用いる場合を除く。）及び当該子機と通信を行う時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機については電気通信番号規則（令和元年総務省令第四号）別表第九号に掲げるIMSIの指定を受けた電気通信事業者（当該指定を受けた電気通信事業者から卸電気通信役務の提供（一以上の段階にわたる卸電気通信役務の提供を含む。）を受ける電気通信事業者を含む。）が管理するもの又はローカル5Gの通信を行う者（ただし、電気通信事業者を除く。）が管理するものによることができるものとする。</p> <p>「6 略」</p> <p>〔別表第一号〕〔別表第三号 略〕</p> <p>〔別図第一号〕〔別図第三号 略〕</p>	<p>三 「一・二 同上」</p> <p>三 「同上」</p> <p>「一・4 同上」</p> <p>5 前項の規定にかかる、携帯無線通信、広帯域移動無線アクセスシステム及びローカル5Gの基地局、陸上移動中継局又は陸上移動局（中継により無線通信を行うものに限る。）と通信を行う時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の子機（ただし、キャリアアグリゲーション技術を用いる場合を除く。）及び当該子機と通信を行う時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の親機については電気通信番号規則（令和元年総務省令第四号）別表第九号に掲げるIMSIの指定を受けた電気通信事業者（当該指定を受けた電気通信事業者から卸電気通信役務の提供（一以上の段階にわたる卸電気通信役務の提供を含む。）を受ける電気通信事業者を含む。）が管理するもの又はローカル5Gの通信を行う者（ただし、電気通信事業者を除く。）が管理するものによることができるものとする。</p> <p>「6 同上」</p> <p>〔別表第一号〕〔別表第三号 同上〕</p> <p>〔別図第一号〕〔別図第三号 同上〕</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

○ 総務省告示第 号

登録検査等事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）第十七条の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第二百七十八号（登録検査等事業者等規則第十七条及び別表第五号第三の二(2)の規定に基づく登録検査等事業者が行う検査の実施方法等及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 林 芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

各　出　※	各　出　検																		
<p>第1 無線局（船舶局、船舶地球局、携帯無線通信（設備規則第3条第1号に規定するものをいう。以下同じ。）を行う<u>基地局</u>、<u>高高度基地局</u>及び<u>陸上移動中継局</u>、<u>広域移動無線アクセスシステム</u>（設備規則第3条第10号に規定するものをいう。以下同じ。）の<u>基地局</u>及び<u>陸上移動中継局</u>、<u>ローカル5G</u>（設備規則第3条第15号に規定するものをいう。以下同じ。）の<u>基地局</u>及び<u>陸上移動中継局</u>並びに<u>携帯移動衛星通信</u>を行う<u>地球局</u>（設備規則第49条の23の8においてその無線設備の条件が定められているものに限る。以下同じ。）を除く。）の検査実施要領</p> <p>[1～3 略]</p> <p>[第2 略]</p> <p>第3 携帯無線通信を行う<u>基地局</u>、<u>高高度基地局</u>及び<u>陸上移動中継局</u>、<u>広域移動無線アクセスシステム</u>の<u>基地局</u>及び<u>陸上移動中継局</u>、<u>ローカル5G</u>の<u>基地局</u>及び<u>陸上移動中継局</u>並びに<u>携帯移動衛星通信</u>を行う<u>地球局</u>の検査実施要領</p> <p>[1・2 略]</p> <p>3 無線設備等</p> <p>[一・一の二 略]</p> <p>二 電気的特性</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">検査の項目</th><th style="text-align: center; padding: 5px;">具体的な検査の実施方法等</th><th style="text-align: center; padding: 5px;">検査の成績</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 10px;">1 周波数</td><td style="padding: 10px;"> <p>1 <u>基地局</u>及び<u>高高度基地局</u>（以下「<u>基地局等</u>」といふ。）にあっては送信装置ごと、無線設備の規格ごと及び周波数帯ごとに最低及び最高並びにそれらの間の任意の周波数を選定して測定し、<u>陸上移動中継局</u>にあっては通信の相手方である<u>基地局等</u>の指定周波数から任意の1周波数を選定し、<u>地球局</u>にあっては通信の相手方である人工衛星局の送信周波数から任意の1周波数を選定して測定する。</p> <p>[2 略]</p> </td><td style="padding: 10px;">[略]</td></tr> <tr> <td style="padding: 10px;">2 スピアス</td><td style="padding: 10px;">1 <u>基地局等</u>にあっては送信装</td><td style="padding: 10px;">[略]</td></tr> </tbody> </table>	検査の項目	具体的な検査の実施方法等	検査の成績	1 周波数	<p>1 <u>基地局</u>及び<u>高高度基地局</u>（以下「<u>基地局等</u>」といふ。）にあっては送信装置ごと、無線設備の規格ごと及び周波数帯ごとに最低及び最高並びにそれらの間の任意の周波数を選定して測定し、<u>陸上移動中継局</u>にあっては通信の相手方である<u>基地局等</u>の指定周波数から任意の1周波数を選定し、<u>地球局</u>にあっては通信の相手方である人工衛星局の送信周波数から任意の1周波数を選定して測定する。</p> <p>[2 略]</p>	[略]	2 スピアス	1 <u>基地局等</u> にあっては送信装	[略]	<p>第1 無線局（船舶局、船舶地球局、携帯無線通信（設備規則第3条第1号に規定するものをいう。以下同じ。）を行う<u>基地局</u>及び<u>陸上移動中継局</u>、<u>広域移動無線アクセスシステム</u>（設備規則第3条第10号に規定するものをいう。以下同じ。）の<u>基地局</u>及び<u>陸上移動中継局</u>、<u>ローカル5G</u>（設備規則第3条第15号に規定するものをいう。以下同じ。）の<u>基地局</u>及び<u>陸上移動中継局</u>並びに<u>携帯移動衛星通信</u>を行う<u>地球局</u>（設備規則第49条の23の8においてその無線設備の条件が定められているものに限る。以下同じ。）を除く。）の検査実施要領</p> <p>[1～3 同左]</p> <p>[第2 同左]</p> <p>第3 携帯無線通信を行う<u>基地局</u>及び<u>陸上移動中継局</u>、<u>広域移動無線アクセスシステム</u>の<u>基地局</u>及び<u>陸上移動中継局</u>、<u>ローカル5G</u>の<u>基地局</u>及び<u>陸上移動中継局</u>並びに<u>携帯移動衛星通信</u>を行う<u>地球局</u>の検査実施要領</p> <p>[1・2 同左]</p> <p>3 [同左]</p> <p>[一・一の二 同左]</p> <p>二 [同左]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">検査の項目</th><th style="text-align: center; padding: 5px;">具体的な検査の実施方法等</th><th style="text-align: center; padding: 5px;">検査の成績</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 10px;">1 [同左]</td><td style="padding: 10px;"> <p>1 <u>基地局</u>にあっては送信装置ごと、無線設備の規格ごと及び周波数帯ごとに最低及び最高並びにそれらの間の任意の周波数を選定して測定し、<u>陸上移動中継局</u>にあっては通信の相手方である<u>基地局</u>の指定周波数から任意の1周波数を選定し、<u>地球局</u>にあっては通信の相手方である人工衛星局の送信周波数から任意の1周波数を選定して測定する。</p> <p>[2 同左]</p> </td><td style="padding: 10px;">[同左]</td></tr> <tr> <td style="padding: 10px;">2 [同左]</td><td style="padding: 10px;">1 <u>基地局</u>にあっては送信装置</td><td style="padding: 10px;">[同左]</td></tr> </tbody> </table>	検査の項目	具体的な検査の実施方法等	検査の成績	1 [同左]	<p>1 <u>基地局</u>にあっては送信装置ごと、無線設備の規格ごと及び周波数帯ごとに最低及び最高並びにそれらの間の任意の周波数を選定して測定し、<u>陸上移動中継局</u>にあっては通信の相手方である<u>基地局</u>の指定周波数から任意の1周波数を選定し、<u>地球局</u>にあっては通信の相手方である人工衛星局の送信周波数から任意の1周波数を選定して測定する。</p> <p>[2 同左]</p>	[同左]	2 [同左]	1 <u>基地局</u> にあっては送信装置	[同左]
検査の項目	具体的な検査の実施方法等	検査の成績																	
1 周波数	<p>1 <u>基地局</u>及び<u>高高度基地局</u>（以下「<u>基地局等</u>」といふ。）にあっては送信装置ごと、無線設備の規格ごと及び周波数帯ごとに最低及び最高並びにそれらの間の任意の周波数を選定して測定し、<u>陸上移動中継局</u>にあっては通信の相手方である<u>基地局等</u>の指定周波数から任意の1周波数を選定し、<u>地球局</u>にあっては通信の相手方である人工衛星局の送信周波数から任意の1周波数を選定して測定する。</p> <p>[2 略]</p>	[略]																	
2 スピアス	1 <u>基地局等</u> にあっては送信装	[略]																	
検査の項目	具体的な検査の実施方法等	検査の成績																	
1 [同左]	<p>1 <u>基地局</u>にあっては送信装置ごと、無線設備の規格ごと及び周波数帯ごとに最低及び最高並びにそれらの間の任意の周波数を選定して測定し、<u>陸上移動中継局</u>にあっては通信の相手方である<u>基地局</u>の指定周波数から任意の1周波数を選定し、<u>地球局</u>にあっては通信の相手方である人工衛星局の送信周波数から任意の1周波数を選定して測定する。</p> <p>[2 同左]</p>	[同左]																	
2 [同左]	1 <u>基地局</u> にあっては送信装置	[同左]																	

	発射の強度	置ごと、無線設備の規格ごと及び周波数帯ごとに最低及び最高並びにそれらの間の任意の周波数を選定して測定し、陸上移動中継局にあっては通信の相手方である <u>基地局等</u> の指定周波数から任意の1周波数を選定し、地球局にあっては通信の相手方である人工衛星局の送信周波数から任意の1周波数を選定して測定する。 。 [2～4 略]		置ごと、無線設備の規格ごと及び周波数帯ごとに最低及び最高並びにそれらの間の任意の周波数を選定して測定し、陸上移動中継局にあっては通信の相手方である <u>基地局</u> の指定周波数から任意の1周波数を選定し、地球局にあっては通信の相手方である人工衛星局の送信周波数から任意の1周波数を選定して測定する。 。 [2～4 同左]	
3 不要発射の強度	1 基地局等にあっては送信装置ごと、無線設備の規格ごと及び周波数帯ごとに最低及び最高並びにそれらの間の任意の周波数を選定して測定し、陸上移動中継局にあっては通信の相手方である <u>基地局等</u> の指定周波数から任意の1周波数を選定し、地球局にあっては通信の相手方である人工衛星局の送信周波数から任意の1周波数を選定して測定する。 。 [2～5 略]	[略]	3 [同左]	1 基地局にあっては送信装置ごと、無線設備の規格ごと及び周波数帯ごとに最低及び最高並びにそれらの間の任意の周波数を選定して測定し、陸上移動中継局にあっては通信の相手方である <u>基地局</u> の指定周波数から任意の1周波数を選定し、地球局にあっては通信の相手方である人工衛星局の送信周波数から任意の1周波数を選定して測定する。 。 [2～5 同左]	[同左]
5 空中線電力	1 基地局等にあっては送信装置ごと、無線設備の規格ごと及び周波数帯ごとに最低及び最高並びにそれらの間の任意の周波数を選定して測定し、陸上移動中継局にあっては通	[略]	5 [同左]	1 基地局にあっては送信装置ごと、無線設備の規格ごと及び周波数帯ごとに最低及び最高並びにそれらの間の任意の周波数を選定して測定し、陸上移動中継局にあっては通信	[同左]

<p>信の相手方である<u>基地局等</u>の指定周波数から任意の1周波数を選定し、地球局にあっては通信の相手方である人工衛星局の送信周波数から任意の1周波数を選定し中継利得を測定して換算する。</p> <p>[2・3 略]</p>	<p>の相手方である<u>基地局</u>の指定周波数から任意の1周波数を選定し、地球局にあっては通信の相手方である人工衛星局の送信周波数から任意の1周波数を選定し中継利得を測定して換算する。</p> <p>[2・3 同左]</p>
<p>[略]</p>	<p>[同左]</p>

[注1・注2 略]

注3 携帯無線通信（設備規則第3条第4号の5及び第4号の7に規定するものに限る。）を行う基地局等、広帯域移動無線アクセスシステム（同条第12号及び第12号の2に規定するものに限る。）の基地局及びローカル5Gの基地局の送信装置のうち、設備規則第1章第6節に規定する周波数等を維持する機能を有するものとして技術基準適合証明又は工事設計認証を受けた適合表示無線設備であって、施行規則第43条の6第3項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定に基づき総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長から確認書の交付を受けた免許人に属する基地局等の無線設備（現に設備規則第9条の5に規定する外部参照信号に同期しているものに限る。）については、周波数及び空中線電力の測定を省略することができる。

[注4 略]

三 総合試験

検査を実施する無線局の無線設備が正常に動作し、当該無線局の目的が達成されるかどうかを総合的に判断するため、以下により実地に通信を行って、その通信の状況等を確認する。なお、無線設備の操作を行う場合は、当該無線局に選任された無線従事者が行うものとする。

総合試験の方法等	検査の成績
[略]	
2 携帯無線通信の <u>基地局等</u> 及び陸上移動中継局にあっては、任意の1チャネルにおいて、実通話試験又はデータ通信試験及びハンドオフの確認を行う。	[略]
[略]	

[注 略]

<p>の相手方である<u>基地局</u>の指定周波数から任意の1周波数を選定し、地球局にあっては通信の相手方である人工衛星局の送信周波数から任意の1周波数を選定し中継利得を測定して換算する。</p> <p>[2・3 同左]</p>
<p>[同左]</p>

[注1・注2 同左]

注3 携帯無線通信（設備規則第3条第4号の5及び第4号の7に規定するものに限る。）を行う基地局、広帯域移動無線アクセスシステム（同条第12号及び第12号の2に規定するものに限る。）の基地局及びローカル5Gの基地局の送信装置のうち、設備規則第1章第6節に規定する周波数等を維持する機能を有するものとして技術基準適合証明又は工事設計認証を受けた適合表示無線設備であって、施行規則第43条の6第3項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定に基づき総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長から確認書の交付を受けた免許人に属する基地局の無線設備（現に設備規則第9条の5に規定する外部参照信号に同期しているものに限る。）については、周波数及び空中線電力の測定を省略することができる。

[注4 同左]

三 [同左]

[同左]

総合試験の方法等	検査の成績
[同左]	
2 携帯無線通信の <u>基地局</u> 及び陸上移動中継局にあっては、任意の1チャネルにおいて、実通話試験又はデータ通信試験及びハンドオフの確認を行う。	[同左]
[同左]	

[注 同左]

備考 表中の [] の記載は注記である。

○ 総務省告示第 号

登録検査等事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）第二十条の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第一百七十九号（登録検査等事業者等規則第二十条及び別表第七号第三の二(2)の規定に基づく登録検査等事業者等が行う点検の実施方法等及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 林 芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

答　出　総		答　出　細	
〔1・2 略〕 3 無線設備等 〔一・一の二 略〕 二 電気的特性		〔1・2 同左〕 3 [同左] 〔一・一の二 同左〕 二 [同左]	
点検の項目	具体的な点検の実施方法等	点検の項目	具体的な点検の実施方法等
1 周波数	<p>[ア～オ 略]</p> <p>カ アからオまでの規定にかかわらず、携帯無線通信（設備規則第3条第1号に規定するものをいう。以下同じ。）を行う<u>基地局</u>、<u>高高度基地局</u>（以下「<u>基地局等</u>」という。）及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステム（設備規則第3条第10号に規定するものをいう。以下同じ。）の基地局及び陸上移動中継局、ローカル5G（設備規則第3条第15号に規定するものをいう。以下同じ。）の基地局及び陸上移動中継局並びに携帯移動衛星通信を行う地球局（設備規則第49条の23の8においてその無線設備の条件が定められているものに限る。以下同じ。）にあっては、次のとおりとする。</p> <p>(7) <u>基地局等</u>にあっては送信装置ごと、無線設備の規格ごと及び周波数帯ごとに最低及び最高並びにそれらの間の任意の周波数を選定して測定し、陸上移動中継局にあっては通信の相手方である<u>基地局等</u>の指定周波数から任意の1周波数を選定して測定し、地球局にあっては通信の相手方である人工衛星局の送信周波数から任意の1周波数を選定して測定する。</p> <p>。</p> <p>[イ] 略]</p>	1 [同左]	<p>[ア～オ 同左]</p> <p>カ アからオまでの規定にかかわらず、携帯無線通信（設備規則第3条第1号に規定するものをいう。以下同じ。）を行う<u>基地局</u>及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステム（設備規則第3条第10号に規定するものをいう。以下同じ。）の基地局及び陸上移動中継局、ローカル5G（設備規則第3条第15号に規定するものをいう。以下同じ。）の基地局及び陸上移動中継局並びに携帯移動衛星通信を行う地球局（設備規則第49条の23の8においてその無線設備の条件が定められているものに限る。以下同じ。）にあっては、次のとおりとする。</p> <p>(7) <u>基地局</u>にあっては送信装置ごと、無線設備の規格ごと及び周波数帯ごとに最低及び最高並びにそれらの間の任意の周波数を選定して測定し、陸上移動中継局にあっては通信の相手方である<u>基地局</u>の指定周波数から任意の1周波数を選定して測定し、地球局にあっては通信の相手方である人工衛星局の送信周波数から任意の1周波数を選定して測定する。</p> <p>[イ] 同左]</p>
2 スプリアス発射の強度	<p>[ア～キ 略]</p> <p>ク アからキまでの規定にかかわらず、携帯無線通信を行う<u>基地局等</u>及び陸上移動中継局、広帯</p>	2 [同左]	<p>[ア～キ 同左]</p> <p>ク アからキまでの規定にかかわらず、携帯無線通信を行う<u>基地局</u>及び陸上移動中継局、広帯域</p>

	<p>域移動無線アクセスシステムの基地局及び陸上移動中継局、ローカル5Gの基地局及び陸上移動中継局並びに携帯移動衛星通信を行う地球局にあっては、次のとおりとする。</p> <p>(7) <u>基地局等</u>にあっては送信装置ごと、無線設備の規格ごと及び周波数帯ごとに最低及び最高並びにそれらの間の任意の周波数を選定して測定し、陸上移動中継局にあっては通信の相手方である<u>基地局等</u>の指定周波数から任意の1周波数を選定して測定し、地球局にあっては通信の相手方である人工衛星局の送信周波数から任意の1周波数を選定して測定する。</p> <p>。</p> <p>[(イ)～(エ) 略]</p>	<p>移動無線アクセスシステムの基地局及び陸上移動中継局、ローカル5Gの基地局及び陸上移動中継局並びに携帯移動衛星通信を行う地球局にあっては、次のとおりとする。</p> <p>(7) <u>基地局</u>にあっては送信装置ごと、無線設備の規格ごと及び周波数帯ごとに最低及び最高並びにそれらの間の任意の周波数を選定して測定し、陸上移動中継局にあっては通信の相手方である<u>基地局</u>の指定周波数から任意の1周波数を選定して測定し、地球局にあっては通信の相手方である人工衛星局の送信周波数から任意の1周波数を選定して測定する。</p> <p>[(イ)～(エ) 同左]</p>
3 不要発射の強度	<p>[ア～キ 略]</p> <p>ク アからキまでの規定にかかわらず、携帯無線通信を行う<u>基地局等</u>及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステムの基地局及び陸上移動中継局、ローカル5Gの基地局及び陸上移動中継局並びに携帯移動衛星通信を行う地球局にあっては、次のとおりとする。</p> <p>(7) <u>基地局等</u>にあっては送信装置ごと、無線設備の規格ごと及び周波数帯ごとに最低及び最高並びにそれらの間の任意の周波数を選定して測定し、陸上移動中継局にあっては通信の相手方である<u>基地局等</u>の指定周波数から任意の1周波数を選定して測定し、地球局にあっては通信の相手方である人工衛星局の送信周波数から任意の1周波数を選定して測定する。</p> <p>。</p> <p>[(イ)～(キ) 同左]</p>	<p>3 [同左]</p> <p>[ア～キ 略]</p> <p>ク アからキまでの規定にかかわらず、携帯無線通信を行う<u>基地局</u>及び陸上移動中継局、広帯域移動無線アクセスシステムの基地局及び陸上移動中継局、ローカル5Gの基地局及び陸上移動中継局並びに携帯移動衛星通信を行う地球局にあっては、次のとおりとする。</p> <p>(7) <u>基地局</u>にあっては送信装置ごと、無線設備の規格ごと及び周波数帯ごとに最低及び最高並びにそれらの間の任意の周波数を選定して測定し、陸上移動中継局にあっては通信の相手方である<u>基地局</u>の指定周波数から任意の1周波数を選定して測定し、地球局にあっては通信の相手方である人工衛星局の送信周波数から任意の1周波数を選定して測定する。</p> <p>[(イ)～(キ) 同左]</p>
4 占有周波数帯幅	<p>[ア・イ 略]</p> <p>ウ アの規定にかかわらず、携帯無線通信を行う<u>基地局等</u>及び陸上移動中継局、広帯域移動無線</p>	<p>4 [同左]</p> <p>[ア・イ 同左]</p> <p>ウ アの規定にかかわらず、携帯無線通信を行う<u>基地局</u>及び陸上移動中継局、広帯域移動無線ア</p>

	<p>アクセスシステムの基地局及び陸上移動中継局、ローカル5Gの基地局及び陸上移動中継局並びに携帯移動衛星通信を行う地球局のうちトンネル内に設置された無線設備であって、直接測定を行うことが困難なものについては、空中線から輻射される電波を測定する。</p>		<p>アクセスシステムの基地局及び陸上移動中継局、ローカル5Gの基地局及び陸上移動中継局並びに携帯移動衛星通信を行う地球局のうちトンネル内に設置された無線設備であって、直接測定を行うことが困難なものについては、空中線から輻射される電波を測定する。</p>
5 空中線電力	<p>[ア～サ 略]</p> <p>シ アからサまでの規定にかかわらず、携帯無線通信を行う<u>基地局等</u>及び陸上移動中継局、広域移動無線アクセスシステムの基地局及び陸上移動中継局、ローカル5Gの基地局及び陸上移動中継局並びに携帯移動衛星通信を行う地球局にあっては、次のとおりとする。</p> <p>(7) <u>基地局等</u>にあっては送信装置ごと、無線設備の規格ごと及び周波数帯ごとに最低及び最高並びにそれらの間の任意の周波数を選定して測定し、陸上移動中継局にあっては通信の相手方である<u>基地局等</u>の指定周波数から任意の1周波数を選定して中継利得を測定して換算し、地球局にあっては通信の相手方である人工衛星局の送信周波数から任意の1周波数を選定して中継利得を測定して換算する。</p> <p>[(イ)～(ウ) 略]</p>	5 [同左]	<p>[ア～サ 同左]</p> <p>シ アからサまでの規定にかかわらず、携帯無線通信を行う<u>基地局</u>及び陸上移動中継局、広域移動無線アクセスシステムの基地局及び陸上移動中継局、ローカル5Gの基地局及び陸上移動中継局並びに携帯移動衛星通信を行う地球局にあっては、次のとおりとする。</p> <p>(7) <u>基地局</u>にあっては送信装置ごと、無線設備の規格ごと及び周波数帯ごとに最低及び最高並びにそれらの間の任意の周波数を選定して測定し、陸上移動中継局にあっては通信の相手方である<u>基地局</u>の指定周波数から任意の1周波数を選定して中継利得を測定して換算し、地球局にあっては通信の相手方である人工衛星局の送信周波数から任意の1周波数を選定して中継利得を測定して換算する。</p> <p>[(イ)～(ウ) 同左]</p>
[6～21 略]			[6～21 同左]
[注1～注3 略]			[注1～注3 同左]
注4 携帯無線通信（設備規則第3条第4号の5及び第4号の7に規定するものに限る。）を行いう <u>基地局等</u> 、広域移動無線アクセスシステム（同条第12号及び第12号の2に規定するものに限る。）の基地局及びローカル5Gの基地局の送信装置のうち、設備規則第1章第6節に規定する周波数等を維持する機能を有するものとして技術基準適合証明又は工事設計認証を受けた適合表示無線設備であって、施行規則第43条の6第3項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定に基づき総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長から確認書の交付を受けた免許人に属する <u>基地局等</u> の無線設備（現に設備規則第9条の5に規定する外部参照信号に同期しているものに限る。）については、周波数及び空中線電力の測定を省略することができる。			注4 携帯無線通信（設備規則第3条第4号の5及び第4号の7に規定するものに限る。）を行いう <u>基地局</u> 、広域移動無線アクセスシステム（同条第12号及び第12号の2に規定するものに限る。）の基地局及びローカル5Gの基地局の送信装置のうち、設備規則第1章第6節に規定する周波数等を維持する機能を有するものとして技術基準適合証明又は工事設計認証を受けた適合表示無線設備であって、施行規則第43条の6第3項（同条第8項において準用する場合を含む。）の規定に基づき総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長から確認書の交付を受けた免許人に属する <u>基地局</u> の無線設備（現に設備規則第9条の5に規定する外部参照信号に同期しているものに限る。）については、周波数及び空中線電力の測定を省略することができる。

[注5 略]
[三 略]

[注5 同左]
[三 同左]

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。

○ 総務省訓令第 号

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 林 芳正

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令

電波法関係審査基準（平成13年総務省訓令第67号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(監視制御機能及び保守運用体制に係る対策に関する確認等) 第39条の7 施行規則第43条の6 第2項に規定する確認の申請書を受理したときは、運用規則第137条の2 第1項の規定に基づき、その申請が次の各号に適合しているかどうかを審査し、適合していると認めるときは、確認を行う。</p> <p>(1) 対象の<u>無線局</u>が、運用規則第137条の2 第1項に規定する<u>基地局</u>又は<u>高高度基地局</u>に含まれること。 [(2)・(3) 略] [2 略]</p> <p>別紙1 (第4条関係) 無線局の局種別審査基準 [第1・第2 略]</p> <p>第3 陸上移動業務の局</p> <p>1 無線設備の設置場所は、次に掲げる条件に適合すること。 [(1)～(3) 略]</p> <p>(4) 無線設備の設置場所の変更については、(1)から(3)までの基準に適合すること。この場合において、<u>変更の範囲（高高度基地局の無線設備に係るものを除く。）</u>は同一地方局管内に限られるものであること。 [(5)～(13) 略] [削る]</p> <p>2 統制機能を有した<u>基地局</u>、<u>高高度基地局</u>又は<u>陸上移動中継局</u>を通信の相手方とする移動可能な無線設備を用いた無線局であって、次に掲げるものについては陸上移動局とすることができます。 [(1)・(2) 略] [3・4 略]</p> <p>5 送信空中線系の審査は、次の基準により行う。</p> <p>(1) <u>基地局</u>又は<u>高高度基地局</u>（以下この第3において「<u>基地局等</u>」といふ。）の空中線は、必要と認められるサービスエリアに適した特性を有するものであること。特に60MHz帯以上の周波数を使用する<u>基地局等</u>の位置がサービスエリアに対して一方に偏っている場合は、可能な限り2素子以上の八木空中線又はこれと同等以上の指向性を有するものであること。</p>	<p>(監視制御機能及び保守運用体制に係る対策に関する確認等) 第39条の7 [同左]</p> <p>(1) 対象の<u>基地局</u>が、運用規則第137条の2 第1項に規定する<u>基地局</u>に含まれること。 [(2)・(3) 同左] [2 同左]</p> <p>別紙1 (第4条関係) 無線局の局種別審査基準 [第1・第2 同左]</p> <p>第3 陸上移動業務の局</p> <p>1 [同左] [(1)～(3) 同左]</p> <p>(4) 無線設備の設置場所の変更については、(1)から(3)までの基準に適合することほか、<u>その範囲は同一地方局管内に限られるものであること。</u> [(5)～(13) 同左]</p> <p>(14) 携帯無線通信を行う陸上移動局（中継を行うものを除く。以下この(14)において同じ。）、広帯域移動無線アクセスシステムの陸上移動局及びローカル5Gの陸上移動局であって、航空法第2条第1項に規定する航空機（以下「航空機」という。）、無人航空機等に搭載して使用するものにおいては、「その他これらに準ずる区域」として、上空を含むものとする。</p> <p>2 統制機能を有した<u>基地局</u>又は<u>陸上移動中継局</u>を通信の相手方とする移動可能な無線設備を用いた無線局であって、次に掲げるものについては陸上移動局とすることができます。 [(1)・(2) 同左] [3・4 同左]</p> <p>5 [同左]</p> <p>(1) <u>基地局</u>の空中線は、必要と認められるサービスエリアに適した特性を有すること。特に60MHz帯以上の周波数を使用する<u>基地局</u>の位置がサービスエリアに対して一方に偏っている場合は、可能な限り2素子以上の八木空中線又はこれと同等以上の指向性を有するものであること。</p>

- こと。
 [(2)～(14) 略]
 [6～8 略]
- 9 連絡線の審査は、次の基準により行う。
 [(1)・(2) 略]
- (3) 接続の基本的要件
 ア 公衆網との接続
 基地局等の無線設備を介して電気通信事業者の電気通信回線設備に接続を行う場合は、電気通信事業法第70条第1項の規定に基づき、電気通信事業者が当該接続の請求を拒否しているものでないこと。
 [イ 略]
- [10～12 略]
- 13 電波の型式、周波数及び占有周波数帯幅の許容値の選定は、次の基準により行う。
 [(1) 略]
- (2) 周波数の選定は、別表1に定める範囲内において次の基準並びに1から5まで及び13から14までにより行うこと。
 ア 必要と認められるサービスエリアの90%以上の地域において2の基地局等の電波の電界強度比が6dB以上確保できるときは、できる限り同一周波数とする。
 [イ・ウ 略]
- [3) 略]
- 14 空中線電力の選定は、次の基準により行う。
 (1) 空中線電力の選定は、別表1に定める範囲内において次の基準並びに1から5まで、7、14及び15により行うこと。この場合において、同一通信系に属する基地局等と陸上移動局との空中線電力の比は、基地局等の立地条件(特に雑音レベル)及び陸上移動局の必要な通信区域における雑音レベルの相対関係並びにそれぞれの受信機の特性の差等との関連において、妥当なものであること。
 [(2)～(5) 略]
- [15 略]
- 16 混信妨害の審査は、次の基準により行う。
 [(1)～(7) 略]
- (8) (7)の審査に当たって、基地局等において希望波強度は、特別な理由がない限り混信妨害のない場合に、外来雑音を考慮して、信号対雑音比20dB(狭帯域デジタル通信方式等にあっては、21dB)を得るに必要な値を用いること。
- [(2)～(14) 同左]
 [6～8 同左]
- 9 [同左]
 [(1)・(2) 同左]
- (3) [同左]
 ア [同左]
 基地局の無線設備を介して電気通信事業者の電気通信回線設備に接続を行う場合は、電気通信事業法第70条第1項の規定に基づき、電気通信事業者が当該接続の請求を拒否しているものでないこと。
 [イ 同左]
- [10～12 同左]
- 13 [同左]
- [(1) 同左]
 (2) [同左]
- ア 必要と認められるサービスエリアの90%以上の地域において両基地局の電波の電界強度比が6dB以上確保できるときは、できる限り同一周波数とする。
 [イ・ウ 同左]
- [3) 同左]
- 14 [同左]
 (1) 空中線電力の選定は、別表1に定める範囲内において次の基準並びに1から5まで、7、14及び15により行うこと。この場合において、同一通信系に属する基地局と陸上移動局との空中線電力の比は、基地局の立地条件(特に雑音レベル)及び陸上移動局の必要な通信区域における雑音レベルの相対関係並びにそれぞれの受信機の特性の差等との関連において、妥当なものであること。
 [(2)～(5) 同左]
- [15 同左]
- 16 [同左]
 [(1)～(7) 同左]
- (8) (7)の審査に当たって、基地局において希望波強度は、特別な理由がない限り混信妨害のない場合に、外来雑音を考慮して、信号対雑音比20dB(狭帯域デジタル通信方式等にあっては、21dB)を得るに必要な値を用いること。

[第4～第26 略]

別紙2（第5条関係）無線局の目的別審査基準

[第1 略]

第2 陸上関係

1 電気通信業務用

[(1)～(15) 略]

(16) 携帯無線通信を行う無線局等

ア 用語の定義

本項(16)において使用する用語の意義は次のとおりとする。

(ア) 「業務用無線局」

電気通信役務を提供するために開設する基地局、高高度基地局、
陸上移動局又は陸上移動中継局をいう。

(イ) 「基地局」

携帯無線通信を行う電気通信業務用の陸上局をいう。ただし、高
高度基地局を除く。

(ウ) 「高高度基地局」

携帯無線通信を行う電気通信業務用の陸上局であって、高度18km
から25kmまでに開設するもの（設置場所を中心とした一定の範囲に
停留するものを含む。）をいう。

(エ) 「陸上移動中継局」

基地局又は高高度基地局と陸上移動局との間の携帯無線通信を中
継するために開設する次の陸上局をいう。

[A・B 略]

(オ) 「機能試験用無線局」

携帯無線通信を行う基地局、高高度基地局又は陸上移動中継局の
無線設備の機能試験又は調整を行うために開設する陸上移動局、基
地局、高高度基地局及び固定局をいう。

(カ) 「無線回線制御局」

基地局又は高高度基地局と陸上移動局との間（陸上移動中継局の中
継によるものを含む。）における無線回線の設定、切替制御等の機能
を有する制御局をいう。

(キ) [略]

(ク) [略]

(ケ) 「無線ゾーン」

一の基地局、高高度基地局又は陸上移動中継局のサービス提供区
域であって、当該サービスを行うために必要な電界強度が得られる
区域をいう。

[第4～第26 同左]

別紙2（第5条関係）無線局の目的別審査基準

[第1 同左]

第2 陸上関係

1 電気通信業務用

[(1)～(15) 同左]

(16) 携帯無線通信を行う無線局等

ア 用語の定義

本項(16)において使用する用語の意義は次のとおりとする。

(ア) 「業務用無線局」

電気通信役務を提供するために開設する基地局、陸上移動局又は
陸上移動中継局をいう。

(イ) 「基地局」

携帯無線通信を行う電気通信業務用の陸上局をいう。

[新設]

(ウ) 「陸上移動中継局」

基地局と陸上移動局との間の携帯無線通信を中継するために開設
する次の陸上局をいう。

[A・B 同左]

(エ) 「機能試験用無線局」

携帯無線通信を行う基地局又は陸上移動中継局の無線設備の機能
試験又は調整を行うために開設する陸上移動局、基地局及び固定局
をいう。

(オ) 「無線回線制御局」

基地局と陸上移動局との間（陸上移動中継局の中
継によるものを含む。）における無線回線の設定、切替制御等の機能を有する制御局を
いう。

(カ) [同左]

(キ) [同左]

(ク) 「無線ゾーン」

一の基地局又は陸上移動中継局のサービス提供区域であって、当
該サービスを行うために必要な電界強度が得られる区域をいう。

(コ) 「制御ゾーン」

一の無線回線制御局に対応し、基地局又は高高度基地局と陸上移動局との間（陸上移動中継局の中継によるものを含む。）の無線回線の制御を行うことができる区域であって、当該制御局に接続される各基地局の無線ゾーンを集めた全体の区域をいう。

(サ)～(ネ) [略]

[イ・ウ 略]

エ 通信の相手方

通信の相手方は、次のとおりとする。

[(ア) 略]

(イ) 高高度基地局

次に掲げる無線局又はこれらの組合せによるものであること。ただし、Cに掲げる無線局のみを通信の相手方としてはならない。

A 免許人所属の陸上移動中継局

B 免許人所属の陸上移動局

C 免許人と業務委託契約を締結した他の免許人所属の陸上移動局

(ウ) 陸上移動中継局

次に掲げる無線局の組合せによるものであること。なお、周波数変換型陸上移動中継局については、免許番号等により通信の相手方の基地局、高高度基地局及び陸上移動中継局が特定されていること。

[A 略]

B 免許人所属の高高度基地局

C [略]

D [略]

E [略]

(エ) 陸上移動局

次に掲げる無線局又はこれらの組合せによるものであること。ただし、E、F、G若しくはHに掲げる無線局又はこれらの組合せによるもののみを通信の相手方としてはならない。

[A 略]

B 免許人所属の高高度基地局

C [略]

D [略]

E [略]

F 免許人と業務委託契約を締結した他の免許人所属の高高度基地局

(ケ) 「制御ゾーン」

一の無線回線制御局に対応し、基地局と陸上移動局との間（陸上移動中継局の中継によるものを含む。）の無線回線の制御を行うことができる区域であって、当該制御局に接続される各基地局の無線ゾーンを集めた全体の区域をいう。

(コ)～(ヌ) [同左]

[イ・ウ 同左]

エ 通信の相手方

[同左]

[(ア) 略]

[新設]

(イ) 陸上移動中継局

次に掲げる無線局の組合せによるものであること。なお、周波数変換型陸上移動中継局については、免許番号等により通信の相手方の基地局及び陸上移動中継局が特定されていること。

[A 同左]

[新設]

B [同左]

C [同左]

D [同左]

(ウ) 陸上移動局

次に掲げる無線局又はこれらの組合せによるものであること。ただし、D、E若しくはFに掲げる無線局又はこれらの組合せによるもののみを通信の相手方としてはならない。

[A 同左]

[新設]

B [同左]

C [同左]

D [同左]

[新設]

G [略]
H [略]

[才 略]

カ 無線設備の設置場所等

[(ア) 略]

(イ) 高高度基地局

- A 主たる無線回線制御局を高高度基地局の制御所として捉え、当該高高度基地局の無線局事項書の「無線設備の設置場所又は移動範囲」の欄に局名及び設置場所が記載されていること。
- B 設置場所を中心とした一定の範囲に留まる場合にあっては、当該高高度基地局の工事設計書の備考欄に停留範囲が記載されていること。

(ウ) [略]

(エ) 陸上移動局の移動範囲

A 業務用無線局のもの

(A) LTE方式、5GNR—TDD方式又は5GNR—FDD方式のものであって、航空機、無人航空機等に搭載して使用するもの（中継を行うものを除く。）

陸上（河川、湖沼、領海その他これらに準ずる水域を含む。）及びその上空の範囲内であって、当該事業者の業務区域内又は当該事業者と業務委託契約を締結した他の事業者の業務区域内のものであること。

(B) (A)以外のもの

陸上（河川、湖沼、領海その他これらに準ずる水域を含む。）の範囲内であって、当該事業者の業務区域内又は当該事業者と業務委託契約を締結した他の事業者の業務区域内のものであること。

[B 略]

C 実用化試験局のもの

陸上（河川、湖沼、領海その他これらに準ずる水域を含む。）及びその上空の範囲内であって、当該実用化試験局の開設の目的を達成するために必要なものであること。

[D 略]

キ 回路構成

携帯無線通信の交換局の設備、無線回線制御局の設備、基地局又は高高度基地局の無線設備、陸上移動局の無線設備及び伝送路設備によって構成されるものであること。

E [同左]
F [同左]

[才 同左]

カ 無線設備の設置場所等

[(ア) 同左]

[新設]

(イ) [同左]

(ウ) 陸上移動局の移動範囲

A 業務用無線局のもの

(A) LTE方式、5GNR—TDD方式又は5GNR—FDD方式のものであって、航空機、無人航空機等に搭載して使用するもの（中継を行うものを除く。）

陸上（河川、湖沼その他これらに準ずる区域を含む。）の範囲内であって、当該事業者の業務区域内又は当該事業者と業務委託契約を締結した他の事業者の業務区域内のものであること。

(B) (A)以外のもの

陸上（河川、湖沼その他これらに準ずる水域を含む。）の範囲内であって、当該事業者の業務区域内又は当該事業者と業務委託契約を締結した他の事業者の業務区域内のものであること。

[B 同左]

C 実用化試験局のもの

陸上（河川、湖沼その他これらに準ずる区域を含む。）の範囲内であって、当該実用化試験局の開設の目的を達成するために必要なものであること。

[D 同左]

キ 回路構成

携帯無線通信の交換局の設備、無線回線制御局の設備、基地局の無線設備、陸上移動局の無線設備及び伝送路設備によって構成されるものであること。

ク 工事設計等

(ア) 基地局、高高度基地局及び陸上移動中継局(機能試験用無線局を含む。)の無線設備の工事設計書

実効輻射電力が6,000W以下(LTE方式、LTE-TDD方式、5GNR-TDD方式又は5GNR-FDD方式のものにあっては、5MHzの帯域幅当たり6,000W以下)となるものであること。

[イ] 略

(ウ) 基地局、高高度基地局及び陸上移動中継局のチャネル数は、おむね次により求められたものを標準とし、その範囲内であることを確認する。

[A・B 略]

(エ) 基地局及び高高度基地局の工事設計書の「発射する電波の型式及び周波数」の欄は、当該送信装置が実際に発射する電波の型式及び周波数が記載されていること。

[オ]～[ク] 略

(ケ) 航空機、無人航空機等に搭載して使用するLTE方式、5GNR-TDD方式又は5GNR-FDD方式の陸上移動局(中継を行うものを除く。)にあっては、上空で電波を発射した場合に他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないようするため、基地局からの電波の受信電力の測定又は通信の相手方である基地局及び高高度基地局(高高度基地局にあっては再生中継方式を用いるものに限りキャリアアグリゲーション技術を用いて設備規則第49条の6の9第1項第1号～(1)、第49条の6の12第1項第1号～(1)又は第49条の6の13第1項第1号～(1)に掲げる無線局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあっては当該無線局を含む。)からの制御情報に基づき、空中線電力が必要最小限となるよう、上空での運用に最適な送信電力制御を行うことができること。

[コ]・[サ] 略

ケ 周波数の指定

周波数の指定については、別表1によるほか、次に従い指定する。なお、干渉等の理由により使用できない周波数帯がある場合は、当該周波数帯を除くこととする。

[ア]～[シ] 略

(ス) LTE方式又は5GNR-FDD方式の高高度基地局にあっては、2,110MHzを超える2,170MHz以下の周波数の電波を使用すること。

コ 空中線電力の指定

空中線電力の指定については、次のとおりであること。

ク 工事設計等

(ア) 基地局及び陸上移動中継局(機能試験用無線局を含む。)の無線設備の工事設計書

[同左]

[イ] 同左

(ウ) 基地局及び陸上移動中継局のチャネル数は、おむね次により求められたものを標準とし、その範囲内であることを確認する。

[A・B 同左]

(エ) 基地局の工事設計書の「発射する電波の型式及び周波数」の欄は、当該送信装置が実際に発射する電波の型式及び周波数が記載されていること。

[オ]～[ク] 同左

(ケ) 航空機、無人航空機等に搭載して使用するLTE方式、5GNR-TDD方式又は5GNR-FDD方式の陸上移動局(中継を行うものを除く。)にあっては、上空で電波を発射した場合に他の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないようするため、基地局からの電波の受信電力の測定又は通信の相手方である基地局(キャリアアグリゲーション技術を用いて設備規則第49条の6の9第1項第1号～(1)、第49条の6の12第1項第1号～(1)又は第49条の6の13第1項第1号～(1)に掲げる無線局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあっては当該無線局を含む。)からの制御情報に基づき、空中線電力が必要最小限となるよう、上空での運用に最適な送信電力制御を行うことができる。

[コ]・[サ] 同左

ケ 周波数の指定

[同左]

[ア]～[シ] 同左

[新設]

コ 空中線電力の指定

空中線電力の指定については、次のとおりであること。

(ア) 基地局及び高高度基地局

[略]

(イ) 陸上移動中継局及び陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものに限る。)

増幅器の1波当たりの定格出力を指定する。ただし、CDMA高速データ携帯無線通信方式のものであって、隣接する2又は3の搬送波を送信するもののうち、陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)から基地局又は高高度基地局への送信を中継する場合において、隣接する2の搬送波を送信するものにあっては2波当たりの定格出力を、隣接する3の搬送波を送信するものにあっては3波当たりの定格出力を併せて指定する。

[(ウ) 略]

サ 回線品質

[(ア)・(イ) 略]

(ウ) (ア)及び(イ)以外のもの

基地局、高高度基地局及び陸上移動中継局からのパケット誤り率は、当該無線ゾーン内の90%以上において3%以下であること。

シ 他の無線局との干渉調整等

[(ア)～(ス) 略]

(セ) 2,110MHzを超える2,170MHz以下の周波数の電波を使用する高高度基地局にあっては、2,025MHzを超える2,110MHz以下及び2,200MHzを超える2,290MHz以下の周波数の電波を使用する宇宙運用業務を行う無線局(ロケット運用を行うものに限る。)に関し、当該無線局の運用機関における必要な離隔距離の確保その他の有害な混信を生じさせないための措置を講じるとともに、当該高高度基地局の設置場所(設置場所を中心とした一定の範囲に留まる場合にあっては、停留範囲を含む。)において干渉調整が実施されている旨が確認できること。

(ソ) 2,110MHzを超える2,170MHz以下の周波数の電波を使用する高高度基地局にあっては、2,025MHzを超える2,110MHz以下及び2,200MHzを超える2,290MHz以下の周波数の電波を使用する宇宙研究業務を行う地上局に関し、必要な離隔距離の確保、高高度基地局のビーム照射方向を当該地上局に向けないこと、被干渉局に干渉を与えないことについての当該地上局の免許人との合意その他の有害な混信を生じさせないための措置を講じる旨が確認できること。

(タ) 2,110MHzを超える2,170MHz以下の周波数の電波を使用する高高度基地局にあっては、2,200MHz以上の帯域における地表面到達電力(

(ア) 基地局

[同左]

(イ) 陸上移動中継局及び陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものに限る。)

増幅器の1波当たりの定格出力を指定する。ただし、CDMA高速データ携帯無線通信方式のものであって、隣接する2又は3の搬送波を送信するもののうち、陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)から基地局への送信を中継する場合において、隣接する2の搬送波を送信するものにあっては2波当たりの定格出力を、隣接する3の搬送波を送信するものにあっては3波当たりの定格出力を併せて指定する。

[(ウ) 同左]

サ 回線品質

[(ア)・(イ) 同左]

(ウ) (ア)及び(イ)以外のもの

基地局及び陸上移動中継局からのパケット誤り率は、当該無線ゾーン内の90%以上において3%以下であること。

シ 他の無線局との干渉調整等

[(ア)～(ス) 同左]

[新設]

[新設]

[新設]

等価等方輻射電力から、空中線から地表面までの自由空間伝搬損失を減じたものとする。以下この(タ)において同じ。)が-117.41dBm/MHz以下となる場合にはその旨が確認できること。-117.41dBm/MHzを超える場合には、当該基準値を超える範囲を地図上で確認できる書面を提出させること。

なお地表面到達電力は、免許人に所属する一又は複数の高高度基地局によりある地点に照射される電力の合計値であること。

(チ) 2,110MHzを超え2,170MHz以下の周波数の電波を使用する高高度基地局にあっては、運用規則第137条の3第2項に規定する運用条件を遵守する旨が確認できること。

ス 将来の業務計画

免許の申請に当たっては、次の計画等が明らかであること。

(ア) 設置しようとする基地局、高高度基地局及び陸上移動中継局（以下このスにおいて「基地局等」という。）について、その円滑な整備のため、設置場所の確保（開設に対する地域住民の合意形成に向けた取組を含む。）、無線設備の調達及び基地局等の整備に係る工事業者その他の業者との協力体制の確保に関する計画並びにその根拠

[(イ)～(サ) 略]

[セ・ソ 略]

タ その他

(ア) 基地局、高高度基地局及び陸上移動中継局の無線ゾーンを管轄する携帯無線通信交換局の局名及び設置場所が適宜の様式により、明らかにされていること。

[(イ)～(オ) 略]

(カ) 設備規則第49条の6の12及び第49条の6の13に規定する無線設備を使用する基地局及び高高度基地局（以下このタにおいて「5G基地局等」といいう。）の開設（既に開設している基地局及び高高度基地局について当該無線設備を使用するための変更を含む。）に係る申請に当たっては、次の計画等が明らかであること。ただし、5G基地局等が特定基地局である場合には、当該計画等の内容の記載を省略することができるほか、他の周波数帯に係る既に認定を受けた特定基地局の開設計画の内容又は既に免許を受けた無線局に係る計画等（当該既に免許を受けた無線局の免許人が申請しようする場合に限り、再免許の申請の際に提出した将来の業務計画等における電気通信設備の調達に関する計画等を含む。）の内容とその内容が同一である計画等に係る無線局の免許を申請しようとする場合に

〔新設〕

ス 将来の業務計画

[同左]

(ア) 設置しようとする基地局及び陸上移動中継局（以下このスにおいて「基地局等」といいう。）について、その円滑な整備のため、設置場所の確保（開設に対する地域住民の合意形成に向けた取組を含む。）、無線設備の調達及び基地局等の整備に係る工事業者その他の業者との協力体制の確保に関する計画並びにその根拠

[(イ)～(サ) 同左]

[セ・ソ 同左]

タ その他

(ア) 基地局及び陸上移動中継局の無線ゾーンを管轄する携帯無線通信交換局の局名及び設置場所が適宜の様式により、明らかにされていること。

[(イ)～(オ) 同左]

(カ) 設備規則第49条の6の12及び第49条の6の13に規定する無線設備を使用する基地局（以下このタにおいて「5G基地局」といいう。）の開設（既に開設している基地局について当該無線設備を使用するための変更を含む。）に係る申請に当たっては、次の計画等が明らかであること。ただし、5G基地局が特定基地局である場合には、当該計画等の内容の記載を省略することができるほか、他の周波数帯に係る既に認定を受けた特定基地局の開設計画の内容又は既に免許を受けた無線局に係る計画等（当該既に免許を受けた無線局の免許人が申請しようする場合に限り、再免許の申請の際に提出した将来の業務計画等における電気通信設備の調達に関する計画等を含む。）の内容とその内容が同一である計画等に係る無線局の免許を申請しようとする場合には、その旨及び当該既に認定を受け

は、その旨及び当該既に認定を受けた特定基地局の開設計画の認定の番号又は当該既に免許を受けた無線局の免許の番号を記載して、当該計画等の内容の記載を省略することができる。

A 設置しようとする5G基地局等の無線設備及び当該5G基地局等の運用に必要な電気通信設備の調達に関する計画（「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」（昭和62年郵政省告示第73号）、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群（令和5年度版）」及び「IT調達に係る国の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ」（平成30年12月10日関係省庁申合せ）に留意すること。）並びにその根拠

[B 略]

(キ) 5G基地局等の免許に際しては、法第104条の2の規定により、次の条件を付すものとする。

「この無線局の運用に当たっては、「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」（昭和62年郵政省告示第73号）、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群（令和5年度版）」及び「IT調達に係る国の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ」（平成30年12月10日関係省庁申合せ）に留意し、サプライチーンリスク対応を含む十分なサイバーセキュリティ対策を講ずること。」

[17]・[18] 略

(19) 地域広帯域移動無線アクセスシステムの無線局

[ア～オ 略]

カ 無線設備の設置場所等

無線設備の設置場所等は、次の条件に適合すること。

[(ア)・(イ) 略]

(ウ) 陸上移動局の移動範囲

A 業務用無線局のもの

a 航空機、無人航空機等に搭載して使用するもの（中継を行うものを除く。）

陸上（河川、湖沼その他これらに準ずる水域を含む。）及びその上空の範囲内であって、当該電気通信事業者の業務区域内又は当該事業者と業務委託契約を締結した他の事業者の業務区域内のものであること。

[b 略]

[B 略]

C 実用化試験局のもの

た特定基地局の開設計画の認定の番号又は当該既に免許を受けた無線局の免許の番号を記載して、当該計画等の内容の記載を省略することができる。

A 設置しようとする5G基地局の無線設備及び当該5G基地局の運用に必要な電気通信設備の調達に関する計画（「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」（昭和62年郵政省告示第73号）、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群（令和5年度版）」及び「IT調達に係る国の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ」（平成30年12月10日関係省庁申合せ）に留意すること。）並びにその根拠

[B 略]

(キ) 5G基地局の免許に際しては、法第104条の2の規定により、次の条件を付すものとする。

「この無線局の運用に当たっては、「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」（昭和62年郵政省告示第73号）、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群（令和5年度版）」及び「IT調達に係る国の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ」（平成30年12月10日関係省庁申合せ）に留意し、サプライチーンリスク対応を含む十分なサイバーセキュリティ対策を講ずること。」

[17]・[18] 同左]

(19) 地域広帯域移動無線アクセスシステムの無線局

[ア～オ 同左]

カ 無線設備の設置場所等

[同左]

[(ア)・(イ) 同左]

(ウ) 陸上移動局の移動範囲

A 業務用無線局のもの

a 航空機、無人航空機等に搭載して使用するもの（中継を行うものを除く。）

陸上（河川、湖沼その他これらに準ずる区域を含む。）の範囲内であって、当該電気通信事業者の業務区域内又は当該事業者と業務委託契約を締結した他の事業者の業務区域内のものであること。

[b 同左]

[B 同左]

C 実用化試験局のもの

陸上（河川、湖沼その他これらに準ずる水域を含む。）及びその上空の範囲内であって、当該実用化試験局の開設の目的を達成するために必要なものであること。

〔(カ)～(ス) 略〕

〔キ～セ 略〕

〔別紙(19)-1・別紙(19)-2 略〕

(20) 広帯域移動無線アクセスシステム（2575MHzから2595MHzまでの周波数の電波を使用するものを除く。以下この(20)及び第3の1(3)カにおいて同じ。）の無線局

〔ア～エ 略〕

オ 無線設備の設置場所等

〔(ア)・(イ) 略〕

(ウ) 陸上移動局の移動範囲

A 業務用無線局のもの

(A) 航空機、無人航空機等に搭載して使用するもの（中継を行うものを除く。）

陸上（河川、湖沼その他これらに準ずる水域を含む。）及びその上空の範囲内であって、当該事業者の業務区域内又は当該事業者と業務委託契約を締結した他の事業者の業務区域内のものであること。

〔(B) 略〕

〔B 略〕

C 実用化試験局のもの

陸上（河川、湖沼その他これらに準ずる水域を含む。）及びその上空の範囲内であって、当該実用化試験局の開設の目的を達成するために必要なものであること。

〔(カ)～(ス) 略〕

〔(21) 略〕

(22) 39GHz帯の周波数の電波を使用する高度18kmから50kmまでに開設される固定局

設備規則第58条の2の13に規定する38GHzを超え39.5GHz以下の周波数の電波を使用する高度18kmから50kmまでに開設される固定局の審査は、次の要領により行う。

ア 免許主体

電気通信事業者であること。

イ 通信の相手方

免許人所属の固定局であること。

陸上（河川、湖沼その他これらに準ずる区域を含む。）の範囲内であって、当該実用化試験局の開設の目的を達成するために必要なものであること。

〔(カ)～(ス) 同左〕

〔キ～セ 略〕

〔別紙(19)-1・別紙(19)-2 同左〕

(20) 広帯域移動無線アクセスシステム（2575MHzから2595MHzまでの周波数の電波を使用するものを除く。以下この(20)及び第3の1(3)カにおいて同じ。）の無線局

〔ア～エ 同左〕

オ 無線設備の設置場所等

〔(ア)・(イ) 同左〕

(ウ) 陸上移動局の移動範囲

A 業務用無線局のもの

(A) 航空機、無人航空機等に搭載して使用するもの（中継を行うものを除く。）

陸上（河川、湖沼その他これらに準ずる区域を含む。）の範囲内であって、当該事業者の業務区域内又は当該事業者と業務委託契約を締結した他の事業者の業務区域内のものであること。

〔(B) 同左〕

〔B 同左〕

C 実用化試験局のもの

陸上（河川、湖沼その他これらに準ずる区域を含む。）の範囲内であって、当該実用化試験局の開設の目的を達成するために必要なものであること。

〔(カ)～(ス) 同左〕

〔(21) 同左〕

〔新設〕

ウ 通信事項

電気通信業務に関する事項であること。

エ 工事設計等

(ア) 空中線高

空中線高は海拔18kmから50kmの範囲内であること。

(イ) 無線設備の設置場所

設置場所は高度18kmから50kmの範囲内であること（設置場所を中心とした一定の範囲に停留するものを含む。）。なお、設置場所を中心とした一定の範囲に停留する場合にあっては、当該固定局の無線局事項書の備考欄にその停留範囲が記載されていること。

オ 他の無線局との共存条件

(ア) 運用規則第137条の3に定める許容値を満たしていることを書面等により確認できること。

(イ) 38GHzを超え39.5GHz以下の周波数の電波を使用する高度18kmから50kmまでに開設される固定局の設置場所については、法第56条の規定により指定を受けた電波天文業務用の受信設備の保護に留意するものとする。

カ その他

決議第168(Rev. WRC-23) resolves 1, 3, 5で示されるPFD制限値を遵守することを書面等により確認できること。

(23) (22)に定める固定局と通信を行う固定局

設備規則第58条の2の13に規定する38GHzを超え39.5GHz以下の周波数の電波を使用する高度18kmから50kmまでに開設される固定局と通信を行う固定地点で運用される固定局の審査は、次の要領により行う。

ア (23)において使用する用語の意義は、次のとおりとする。

(ア) 「HAPS GW局」とは、設備規則第58条の2の13に規定する38GHz帯を超え39.5GHz以下の周波数の電波を使用する高度18kmから50kmまでに開設される固定局と通信を行う固定地点で運用される固定局をいう。

(イ) 「38GHz帯FWA」とは、設備規則第49条の19に規定する38GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局をいう。

イ 免許主体

電気通信事業者であること。

ウ 通信の相手方

免許人所属の固定局であること。

エ 通信事項

電気通信業務に関する事項であること。

[新設]

オ 工事設計等

送信空中線の最大輻射の方向の最小仰角の値は、10度以上とするこ
と。

カ 他の無線局との共存条件

(ア) 38GHz帯FWAへの干渉については、次式を満足すること。

$$P_T + G_T(\theta 1) + G_R(\theta 2) - L_S - L_T - L_R - L_P \leq P_{lim}$$

P_T : HAPS GW局の出力(dBm/MHz)

G_T(θ 1) : HAPS GW局の角度 θ 1方向の送信空中線利得(dBi)

G_R(θ 2) : 38GHz帯FWAの角度 θ 2方向の空中線利得(dBi)

L_S : HAPS GW局周囲の電波防護シールドによる減衰(dB)

L_T : HAPS GW局の系統損失(dB)

L_R : 38GHz帯FWAの系統損失(dB)

L_P : ITU-R勧告 P. 452-17で計算される電波伝搬損失(dB)

P_{lim} : 38GHz帯FWAの許容干渉量 -109 (dBm/MHz)

(イ) 38GHz帯FWAからの干渉については、次式を満足すること。

$$P_T + G_T(\theta 1) + G_R(\theta 2) - L_S - L_T - L_R - L_P \leq P_{lim}$$

P_T : 38GHz帯FWAの出力(dBm/MHz)

G_T(θ 1) : 38GHz帯FWAの角度 θ 1方向の送信空中線利得(dBi)

G_R(θ 2) : HAPS GW局の角度 θ 2方向の空中線利得(dBi)

L_S : HAPS GW局周囲の電波防護シールドによる減衰(dB)

L_T : 38GHz帯FWAの系統損失(dB)

L_R : HAPS GW局の系統損失(dB)

L_P : ITU-R勧告 P. 452-17で計算される電波伝搬損失(dB)

P_{lim} : HAPS GW局の許容干渉量 -117.7 (dBm/MHz)

(ウ) HAPS GW局(A局)から他免許人所属のHAPS GW局(B局)への干渉
については、次式を満足すること。

$$P_T + G_T(\theta 1) + G_R(\theta 2) - L_S - L_T - L_R - L_P \leq P_{lim}$$

P_T : HAPS GW局(A局)の出力(dBm/MHz)

G_T(θ 1) : HAPS GW局(A局)の角度 θ 1方向の送信空中線利得
(dBi)

G_R(θ 2) : HAPS GW局(B局)の角度 θ 2方向の空中線利得(dBi)

L_S : HAPS GW局(A局及びB局)周囲の電波防護シールドによる減
衰(dB)

L_T : HAPS GW局(A局)の系統損失(dB) L_R : HAPS GW局(B局)の系統
損失(dB)

L_P : ITU-R勧告 P. 452-17で計算される電波伝搬損失(dB)

P_{lim} : HAPS GW局(B局)の許容干渉量 -117.7 (dBm/MHz)

キ その他

決議第168(Rev. WRC-23) resolves 4, 8で示されるPFD制限値を遵守することを書面等により確認すること。

[2・3 略]

4 その他

[(1)～(15) 略]

(16) ローカル5Gの無線局

[ア 略]

イ 電気通信事業用

[(ア)～(ウ) 略]

(エ) 無線設備の設置場所等

無線設備の設置場所等は、次の条件に適合すること。

[A・B 略]

C 陸上移動局（中継を行うものを除く。）の移動範囲

(A) 業務用無線局のもの

a 航空機、無人航空機等に搭載して使用するもの（中継を行うものを除く。）

陸上（河川、湖沼、領海の外側を除く海域その他これらに準ずる水域を含む。）及びその上空の範囲内であって、当該電気通信事業者の業務区域内又は当該事業者と業務委託契約を締結した他の事業者がサービスの提供を行う区域内的ものであること。ただし、免許規則第2条の2第2項に基づき総務大臣が告示する地域を含まないこと。

[b 略]

(B) 機能試験用無線局のもの

a 航空機、無人航空機等に搭載して使用するもの（中継を行うものを除く。）

陸上（河川、湖沼、領海の外側を除く海域その他これらに準ずる水域を含む。）及びその上空の範囲内であって、当該電気通信事業者の業務区域内であること。ただし、免許規則第2条の2第2項に基づき総務大臣が告示する地域を含まないこと。

[b 略]

[D 略]

[(オ)～(サ) 略]

ウ 公共業務用及び一般業務用

公共業務用及び一般業務用の審査は、イの電気通信業務用 ((イ)通信の相手方、(オ)周波数の指定、(カ)空中線電力の指定、(キ)無線設

[2・3 同左]

4 その他

[(1)～(15) 同左]

(16) ローカル5Gの無線局

[ア 同左]

イ 電気通信事業用

[(ア)～(ウ) 同左]

(エ) 無線設備の設置場所等

[同左]

[A・B 同左]

C 陸上移動局（中継を行うものを除く。）の移動範囲

(A) 業務用無線局のもの

a 航空機、無人航空機等に搭載して使用するもの（中継を行うものを除く。）

陸上（河川、湖沼、領海の外側を除く海域その他これらに準ずる区域を含む。）の範囲内であって、当該電気通信事業者の業務区域内又は当該事業者と業務委託契約を締結した他の事業者がサービスの提供を行う区域内的ものであること。ただし、免許規則第2条の2第2項に基づき総務大臣が告示する地域を含まないこと。

[b 同左]

(B) 機能試験用無線局のもの

a 航空機、無人航空機等に搭載して使用するもの（中継を行うものを除く。）

陸上（河川、湖沼、領海の外側を除く海域その他これらに準ずる区域を含む。）の範囲内であって、当該電気通信事業者の業務区域内であること。ただし、免許規則第2条の2第2項に基づき総務大臣が告示する地域を含まないこと。

[b 同左]

[D 同左]

[(オ)～(サ) 同左]

ウ 公共業務用及び一般業務用

[同左]

備の工事設計、(ク)他の無線局との干渉調整等、(ケ)無線設備のサイバーセキュリティ対策の実施、(コ)地域社会の諸課題解決に寄与する計画等、(サ)その他)の基準を準用するほか、次の基準により行う。

[(ア)・(イ) 略]

(ウ) 無線設備の設置場所等

無線設備の設置場所等は、次の条件に適合すること。

[A・B 略]

C 陸上移動局（中継を行うものを除く。）の移動範囲

(A) 機能試験用無線局のもの

a 航空機、無人航空機等に搭載して使用するもの（中継を行うものを除く。）

陸上（河川、湖沼、領海の外側を除く海域その他これらに準ずる水域を含む。）及びその上空の範囲内であって、当該免許人の業務区域内であること。ただし、免許規第2条の2第2項に基づき総務大臣が告示する地域を含まないこと。

[b 略]

(B) その他のもの

a 航空機、無人航空機等に搭載して使用するもの（中継を行うものを除く。）

陸上（河川、湖沼、領海の外側を除く海域その他これらに準ずる水域を含む。）及びその上空の範囲内であって、当該免許人の業務区域内又は当該免許人と業務委託契約を締結した他の事業者がサービスの提供を行う区域内であること。ただし、免許規則第2条の2第2項に基づき総務大臣が告示する地域を含まないこと。

[b 略]

[D 略]

[別紙16]-1～別紙16]-5 略]

(17) 自営等広帯域移動無線アクセスシステムの無線局

[ア 略]

イ 電気通信事業用

[(ア)～(ウ) 略]

(エ) 無線設備の設置場所等

無線設備の設置場所等は、次の条件に適合すること。

[A・B 略]

C 陸上移動局（中継を行うものを除く。）の移動範囲

a 航空機、無人航空機等に搭載して使用するもの（中継を行

[(ア)・(イ) 同左]

(ウ) 無線設備の設置場所等

[同左]

[A・B 同左]

C 陸上移動局（中継を行うものを除く。）の移動範囲

(A) 機能試験用無線局のもの

a 航空機、無人航空機等に搭載して使用するもの（中継を行うものを除く。）

陸上（河川、湖沼、領海の外側を除く海域その他これらに準ずる区域を含む。）の範囲内であって、当該免許人の業務区域内であること。ただし、免許規則第2条の2第2項に基づき総務大臣が告示する地域を含まないこと。

[b 同左]

(B) その他のもの

a 航空機、無人航空機等に搭載して使用するもの（中継を行うものを除く。）

陸上（河川、湖沼、領海の外側を除く海域その他これらに準ずる区域を含む。）の範囲内であって、当該免許人の業務区域内又は当該免許人と業務委託契約を締結した他の事業者がサービスの提供を行う区域内であること。ただし、免許規則第2条の2第2項に基づき総務大臣が告示する地域を含まないこと。

[b 同左]

[D 同左]

[別紙16]-1～別紙16]-5 同左]

(17) 自営等広帯域移動無線アクセスシステムの無線局

[ア 同左]

イ 電気通信事業用

[(ア)～(ウ) 同左]

(エ) 無線設備の設置場所等

[同左]

[A・B 同左]

C 陸上移動局（中継を行うものを除く。）の移動範囲

a 航空機、無人航空機等に搭載して使用するもの（中継を行

うものを除く。)

陸上（河川、湖沼その他これらに準ずる水域を含む。）及び
その上空の範囲内であって、当該電気通信事業者の業務区域内
又は当該事業者と業務委託契約を締結した他の事業者の業務区
域内のものであること。なお、機能試験用無線局のものは、当
該電気通信事業者の業務区域内であること。

[b 略]

[(オ)～(コ) 略]

[ウ 略]

[別紙17]-1～別紙17)-3 略]

[18]～[20] 略]

[第3 略]

第4 包括免許関係

1 電気通信業務用

(1) 携帯無線通信を行う無線局

携帯無線通信を行う特定無線局の審査は、第2の1の(16)に定める基準
のほか、次の基準により行う。

[ア～オ 略]

カ 通信の相手方

通信の相手方は、次のとおりとする。

[(ア)・(イ) 略]

(ウ) 陸上移動中継局

次に掲げる無線局の組合せによるものであること。

[A 略]

B 免許人所属の高高度基地局

C [略]

D [略]

E [略]

(エ) 陸上移動局

次に掲げる無線局又はこれらの組合せによるものであること。
ただし、E、F、G若しくはHに掲げる無線局又はこれらの組合せによる
もののみを通信の相手方としてはならない。

[A 略]

B 免許人所属の高高度基地局

C [略]

D [略]

E [略]

うものを除く。)

陸上（河川、湖沼その他これらに準ずる区域を含む。）の範
囲内であって、当該電気通信事業者の業務区域内又は当該事業
者と業務委託契約を締結した他の事業者の業務区域内のもの
であること。なお、機能試験用無線局のものは、当該電気通信事
業者の業務区域内であること。

[b 同左]

[(オ)～(コ) 同左]

[ウ 同左]

[別紙17]-1～別紙17)-3 同左]

[18]～[20] 同左]

[第3 同左]

第4 包括免許関係

1 電気通信業務用

(1) 携帯無線通信を行う無線局

[同左]

[ア～オ 同左]

カ 通信の相手方

[同左]

[(ア)・(イ) 同左]

(ウ) 陸上移動中継局

[同左]

[A 同左]

[新設]

B [同左]

C [同左]

D [同左]

(エ) 陸上移動局

次に掲げる無線局又はこれらの組合せによるものであること。
ただし、D、E若しくはFに掲げる無線局又はこれらの組合せによる
もののみを通信の相手方としてはならない。

[A 同左]

[新設]

B [同左]

C [同左]

D [同左]

<p><u>F</u> 免許人と業務委託契約を締結した他の免許人所属の高高度基地 <u>局</u></p> <p><u>G</u> [略] <u>H</u> [略] [キ～ケ 略] [(2)～(21) 略] [2～4 略] [第5 略]</p>	<p>[新設] <u>E</u> [同左] <u>F</u> [同左] [キ～ケ 同左] [(2)～(21) 同左] [2～4 同左] [第5 同左]</p>
--	---

附 則

この訓令は、令和 年 月 日から施行する。